

## 第八十四回 国会参議院法務委員会会議録

## 第九号

(二四三)

昭和五十三年四月二十五日(火曜日)  
午後零時三十九分開会

大蔵省銀行局中

吉居 時哉君

小金融課長

委員の異動

四月二十一日  
辞任

鈴木 正一君

上條 勝久君

宮本 順治君

中尾 辰義君

寺田 熊雄君

八木 一郎君

宮崎 正義君

大石 武一君

上條 勝久君

初村 滉一郎君

秋山 長造君

小谷 守君

橋本 敦君

円山 雅也君

江田 五月君

瀬戸山三男君

政府委員

法務大臣

青木 正久君

前田 宏君

香川 保一君

奥村 俊光君

事務局側

常任委員会専門

法務政務次官

法務大臣官房長

法務省民事局長

説明員

大蔵省銀行局中 吉居 時哉君

小金融課長

吉居 時哉君

大蔵省銀行局中 吉居 時哉君

吉居 時哉君

委員の異動

出席者は左のとおり

委員長

佐藤 昭夫君

理事

鈴木 正一君

委員

上條 勝久君

宮本 順治君

中尾 辰義君

寺田 熊雄君

八木 一郎君

宮崎 正義君

大石 武一君

上條 勝久君

初村 滉一郎君

秋山 長造君

小谷 守君

橋本 敦君

円山 雅也君

江田 五月君

瀬戸山三男君

政府委員

法務大臣

青木 正久君

前田 宏君

香川 保一君

奥村 俊光君

○委員長(中尾辰義君) 仮登記担保契約に関する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 第二条第二項の「債権等の額」を明瞭にすると、こういう規定になつておりますけれども、この条文の文言によりますと、そのときの債権を明らかにしなければならないということがありますね。これは債権の発生原因とか、あるいは元本額、それから累積した利息額あるいは損害金の額、そういうものをすべて明らかにすることを要求しているのか、ただ大まかに債権の総額を知らせれば足りるのか、そういう点どうでしょかね。たとえば私どもが高利貸しに悩まさっている債務者の相談を受けることがなりありますけれども、そういう場合に債務者が証書も渡されていない。それからやみくもに無我夢中で要求される利息を払って、一体いまはどうなつていい場合があります。そういうことを考えますと、これはできるだけ詳細にこれを通知することが望ましいわけでありますけれども、この場合の債権を明らかにしなければならないというようない場合、よくサラ金業者の暴力的追及を免れるために債務者が逐電してしまうということを聞きます。それが間々ありますけれども、その場合公示送達でやるのか、また支払いをどうするのか、そういう点、ちょっと民事局長、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(香川保一君) ただいまの通知が、債務者の住所、居所が不明の場合には、民法の九十七条の規定によりまして、公示送達の方法によらざるを得ないということに相なろうかと思ひます。それから債権額の通知は、これはやはりそ

の債権を特定させなければならぬことは当然でございますが、その特定の方法としましては、債権発生の原因である債権契約の名称と成立の日付でございますが、それと元本とか、利息、遅延損害金の定め、こういったものをお知りするということに相なるらうかと思ひます。

○寺田熊雄君 第二条第二項の「債権等の額」を明瞭にすると、こういう規定になつておりますけれども、この条文の文言によりますと、そのときの債権を明らかにしなければならないという点、国民が見てはつきりするように詳細な規則を置いた方が望ましかつたというふうに私は考えるのですけれども、どうでしょうかね。これは論が出るか出ないか、そのところはわからないわけで、それを明らかにしなければ、その通知を無効とするのか、あるいは無効とするほどまでの要求ではないのか、もうちょっとこの条文がそういう点、国民が見てはつきりするように詳細な規則を置いた方が望ましかつたというふうに私は考えるのですけれども、どうでしょうかね。これはそこまで局長のおつしやつたようにやらなければ無効なのか、あるいは無効とまでは言い切れないので、その点どうでしょ。

○政府委員(香川保一君) この規定の字句だけから申しますと、債権の額を明らかにしなければならないということでござりますが、この二条の通知の趣旨というのは、当事者間のそいつた債権債務関係を明確にするということ、その通知によって債務者がどのような処置をするかといふことを考える余裕を与えると申しますが、さような趣旨でござりますので、明らかにしなきやならないと申しますと、債権の額を明らかにしなければならないということから、私どもは当然解釈上はさつき申しましたよなことになるだろうと。これはなるほどおっしゃいますようにもう少し親切に規定をはつきりした方がいいじゃないかという御意見ごもつともでござりますが、これは民法その他の大体こういう関係の法律といふのは、あるいは不親切で反省しなければならぬのかもしませんが、一つの技術的な約束と申してはあれでござりますけれども、そういう慣例に立つておるものでござりますから、この辺のところは、十分この法律が成立いたしました暁には一般に周知するようP.R.に努めたいと、かように考えております。

○寺田熊雄君 いや、その無効か有効かの点、

○寺田熊雄君　できたら詳細なコメントタールをつくつて一般国民に流す。少なくも弁護士会あたりには行き渡るようにしていただきたいと思います。というのは、私は政治資金規正法の解説ですか、あれは自治省から――自治省が出したのじゃなくて個人が出したのでしょうか。われわれが読んでもさっぱり参考にならないですね。読んでも読まなくて同じような意味のない、内容のないコメントタールじゃ困るので、やっぱり読んで実務者が、ああこれはなるほどわれわれの疑問点に答えてくれる、参考になるというようなコメントタールをつくつていただきたいと思うのです。が、そういう場合債権者が通知したその通知なるものが、内容としてどういうものを要求されているか、またそれがないとそれが無効になっちゃうのだというような具体的な、国民がこれにのつとつで抗議をする場合に現実に参考になるようなものをぜひつくっていただきたい。それから土地等の見積もり価額といふのも、私は少なくもだれだれの鑑定結果によるという程度の根拠、これはやはりこの通知に記載することを命じた方がよかつたと、こういうふうに思うのです。しかし、いまとなればそれもようがないけれども、單に見積もり価額を、この土地が一千万円と私は見積もりましたということだけを表示すれば足ります。になります。そこに鑑定士だれだれの鑑定結果によるということを書かなくとも、これは必ずしもその通知が無効になるわけじゃないでしようから。しかし、それをやはり書いた方が理想的なわけですね。なるほど民法などは、いまなくなっちゃったかもしれない「私権ノ享有ハ出生ニ始マル」というようなあれは、法律家でないとわからぬないようなああいう書き方だから、なるほど民事長が、そう親切に書くのは立法技術としてはどうかと言われるのはよくわかりますけれども、な

るべく国民が具体的行動をする場合の基準というものは簡潔に表示した方が私はいいと思う。そういう意味で、この通知というのも現実にはそうするかもしれないけれども、書留、内容証明郵便によるということを要求した方がよかつたのじやないかと思われるのですが、どうでしょうか。  
○政府委員(香川保一君) さきの見積価格でございますが、これは、かような立法をいたします一つのねらいは、今日まで不動産の価額が幾らだと、そして債権は幾らだと、だから差額がゼロだと、あるいはこれしかないというふうな、どちらかといいますと債権者は自分に有利なよう、したがつて見積価額と申しますか、不動産の価額は低目に債務者に強要するというふうな傾向は確かにあつたと思うのであります。そういうことをやつても、結局この法律案を見ていたいきますと、見積価額自身が第三者から見ておかしいということに相なりますと、いろいろそこにすんなりとした所有権取得の手続がとれないわけでございまして、そういうことになりますと、結局債権者としてはそういうことでできるだけ早く不動産をとつて、それを転売して回収するというふうなことが通常考えられる行動でございますけれども、それがおくれるとなると、やはりそれだけコマーシャルベースに乗つてこないというふうなことになるわけでございますから、したがつてそこはそろばんをはじきまして、できるだけみんなが納得するような価額を通知する方が結局は自分は得だといふふうな配慮が働くだらうということを大いに期待いたしておるわけでございます。そういう意味から申しますと、この文ではなるほど見積価額の根拠を示せとは書いておりませんけれども、仮に第三者が見てこれならば妥当だというふうな額を示すといたしますれば、恐らく通常の債権者は、これは商社等の場合でございますすればある程度根拠のある価額を示したと思想しますし、高利貸らうと、こういう期待をしておると申しますが、

あるいは間接的にそういうことを強要しておるところにならうかと思うのであります。それから、この通知の方法が内容証明郵便によるべきだというお考えもあるかと思ひますけれども、これも結局内容証明によらないときには後で通知があつたかなかつたか、あるいは通知の内容がどういうものであつたかということが争いになることが考えられるわけでございまして、したがつて債権者がそらいう争いを未然に防ぐといふことでござりますれば、恐らく実務的にはこの通知は内容証明郵便をもつてやるということになりますが、どうかと思つてあります。ただ、法律といたしましてそりいつたことを一つの要式行為として強制するということはいかがなものか。債権者、債務者間の間柄によりますれば、何もそりいつた内容証明郵便というふうなものでなくとも争いが防げることもあるわけでござりますので、それはやはり債権者、債務者間のそれぞれのケースに応じて争いが将来起ころうがそれがあるならば債権者としては当然内容証明郵便によるということになる。つまり、債権者側に将来のことを考えたよな選択を任せねるというつもりで特に要式行為にはいたしていいわけでござります。

弁済等の清算の問題になつてきましたときに、それに拘束されるということに相なりますと、これは債務者に氣の毒でございますので、そこで本文におきましては、以前に、つまり金を借りる際、清算が問題になる以前に、弱者の立場にある債務者が債権者から強要されたか、あるいはそうでなくとも不利なことになされた契約というものは無効にした方が債務者の保護には徹底すると。しかし、結局債務不履行になりまして清算段階に入つてまいりますと、今度はどうやらかと言えば債務者が決して弱者でないわけでございまして、その段階になつてくれれば債務者としてはつけ加えて特約をする場合には十分自分の利益を考えて特約するであろうと、もう金は借りてしまつて今度は返す方の立場になるわけでござりますから。したがつて、その段階における契約までも無効にするという必要はなかろうと。それは債務者が十分対等の立場で廻し得ることでございますので、そこまでは法律でもってよけいなおせつかいはする必要はなかろうというのがこのただし書きの趣旨でございます。

○寺田熊雄君 これはそういうふうな理解もできないことはないのですが、無理にこれを入れる必要がなかつたような気もしないではないです。まああしかし、これもあえてこれを取つてしまえといふほどの強い私ども希望を持つわけでもないのです、この程度にしておきたいと思います。

それから、第五条の第二項「登記上利害関係を有する第三者」、これは不動産登記法の百五条であるとか、百五条によつて準用されている、あるいは百三十六条だったかな、何かに出てくるけれども、この場合局長として把握していくつもりやるもの的具体的に幾つか例示していただければ非常に参考になりますが、どうでしょ。

○政府委員(香川保一君) この「登記上利害関係を有する第三者」というのは、これも一つの解釈で決まっておることでございますが、つまり仮登

記をいたしておりまして、それの仮登記に基づく本登記がされますと、仮登記の順位保全の効力によりまして自分の権利が否定される、無効になつてしまふ、そういう立場にある第三者というふうな意味でござります。具体的に申しますと、仮登記がされました後にその不動産について抵当権が設定されたとか、あるいは地上権が設定されたとか、あるいは賃借権が設定されたとか、あるいは不動産について差し押さえの登記がされた、さような場合が主なこの登記上利害関係を有する権利関係でございまして、それは仮登記に基づく本登記がされますと一切無効になつてしまふ、という関係にあるわけでございます。

○政府委員(香川保一君)　当該不動産の仮差し押さえ、差し押さえ債権者がござります。それからさらに第三取得者、つまり所有権移転の登記を受けた者もこの二項に関する限りはそういうものも確かに一項の方にはないわけで、ほかにはどんなものがありますか。

○寺田 雄雄君 第七条の規定は、これは清算金の支払いを目的とする債権につき差し押された債権者、これはすべて清算金の額について争いのなかつたものだけを意味するわけですか。

○政府委員(香川保一君) 先ほど御質問出ましたこの法案の第五条の規定によりまして、通知を受けて二月二十日までに清算金の額を算定せしむる旨を

○政府委員(香川保一君) ちょっと私の言い方だが、あれだったかもしませんが、この所有権移転証明書の仮登記というのは登記簿の登記用紙中の田区にされるわけでございます。それがたとえば昭和五十三年の五月一日にされたと。その後でたとえば五月の十日とか十五日に抵当権の設定登記がされたとか、あるいは地上権の設定登記がされたとか、あるいは質借権の設定登記がされたとか、あるいはまたさらに代物弁済予約による所有権転換の仮登記がされることもございますし、またその不動産が競売の申し立てによって差し押さえの登記がされるとか、あるいは仮押さえの登記がされることがあるわけでございます。つまり、登記上見まして、仮登記がされた後に登記のされ利を持つておる第三者を「登記上利害関係を有する第三者」と、こういうふうに呼んでおるわけですがござります。

当権とかなんとか、設定を受けた者というのは妊娠で除かれている。だから、つまり第一項に表されている者以外の者でどういう者があるかを具体的に例示してほしいということをお願いしただけです。いま局長がおっしゃった中で、第一項に記載されている者以外の者は賃借権の設定を受け

○寺田熊雄君 それから第八条の第二項ですね。  
この債権者の算出した清算金額に他の担保権者が拘束をされ、その額を争い得ないというは何かちょっとおかしいようにも思うのだけれども、これを規定した趣旨はどういうことですか。

○政府委員(香川保一君) この法案全体を通じてのことです。さしあたっては債務者保護を徹底させる。しかし、債権者と債務者

○寺田高雄君 第七条の規定は、これは清算金の支払いを目的とする債権につき差し押された債権者、これはすべて清算金の額について争いのなかつたものだけを意味するわけですか。

○政府委員(香川保一君) 先ほど御質問出ましたこの法案の第五条の規定によりまして、通知を受けた物上代位権者、物上代位権者はこれは担保権者でございますが、これが差し押さえてくることもこの七条の中には入っておりますのでござりますが、さような物上代位権者の差し押さえの場合には清算金の額について不服がないということだろうと思ひます。しかし、この七条の規定によります差し押さえ、仮押さえといいますのは、いま申しました物上代位権者の差し押さえには限らぬわけでございまして、一般的の債権者が差し押さえてくることもあるわけでございまして、さような一般的の債権者はその清算金の額について不服があるとかないとかいうふうな立場にはないわけでござりますけれども、債権者がそれだけ清算金があると、こういうふうに言っておるわけでござりますから、少なくともその額に相当する債権はあるということで、一般的の債権者が差し押さえてくるという関係にならうかと思ひます。

物弁済で取りたい債権者も地主権者並みになりますから、結果優先弁済権しか行使できないというふうなことになるわけでござります。さようなことになります関係上、先ほど申し上げましたように債権者としては競売を申し立てられれば不動産の所有権は取得できなくなるわけでござりますが、どうしても不動産の所有権を取得したいという債権者は、やはり後順位の担保権者でも十分納得がいくような清算金の額を提供するというふうなことになる。さようないいろいろの面から考えまして、数多くの利害関係人の利害を調整する一つの柱といたしまして、清算金の額に担保権者が一方では拘束されると、いはう措置をその一環としてとったわけでござります。

○寺田熊雄君 これは差し押さえをしてしまった後では、もうたとえ清算期間内でも競売の申立てはできませんか。あるいは、差し押さえをしてしまった後でも、考えてみたらどうも清算金額がおかしい、債務者となれ合っているのじゃないか、というふうな疑いを持つた場合にはやはり競売の申し立てはできるという理解でよろしいのですか。

○政府委員(香川保一君) 差し押さえいたしました場合でも、それを取り下げいたしまして、そろそろまだ競売の申し立てができる期間内であれば競売の道を選べるということにならうかと思います。

○寺田熊雄君 その場合には競売の申し立てを取り下げる方が必須条件でありますか。取り下げなくとも構わないのですか。

○政府委員(香川保一君) 実際問題といったしまして取り下げるでしょうけれども、法律的には取下げないで不動産の方の競売の申し立てをして、それは差し支えございません。

○寺田熊雄君 このあたりもひとつやはりコンタクトで実務家が参考になるようなものをくついていただきたいと思うのです。

それから第十一條のただし書きは何か不用ような氣もするけれども、どうしてもこのただ

る書面を本登記をする際には登記所に提出しなければならない。その同意書をなかなかかよこさないやならない。その同意書をなかなかかよこさないやならないこと、まあ同意料と申しますが、そういうふうなことで、まあ同意料と申しますが、そういうふうなものを取られるというふうなケースがありあいあるわけでございます。そういうところのやはり実態を考えますと、先ほども申し上げましたように、債権者としてはなるべくそういう第三者から文句がつけられないような見積価額を基礎にして清算金を通知するということが円満に解決するやんでもござりますけれども、一方、そういうふうなことをうなづいた同意料をさらに行くといふふうなことで見積額を、したがつて清算金の額が相当であつてもいわば同意書をよこさないというふうな債権者をどうするかといふことも一方でやはり考えざるを得ないわけでございます。そこでこの案といたしましては、通知を受けた額に拘束されることにいたしまして、それについては債務者と債権者の間で問題がないなら第三者は文句を言う筋合いで、なかなから、しかし、その通知した債権額がどうしても客観的におかしいという場合には、みずから競売の申し立てをして裁判所の評価によつて競売手続の中でその問題の決着をつけるべきだと、かような方法をとつておるわけでございます。

物弁済で取りたい債権者も地主権者並みになりますから、結果優先弁済権しか行使できぬということになるわけでござります。さようなことになります関係上、先ほど申し上げましたように債権者としては競売を申し立てられれば不動産の所有権は取得できなくなるわけでござりますが、どうしても不動産の所有権を取得したいという債権者は、やはり後順位の担保権者でも十分納得がいくような清算金の額を提供するというふうなことになる。さようないいろいろの面から考えて、数多くの利害関係人の利害を調整する一つの柱といたしまして、清算金の額に担保権者が一方では拘束されると、いはう措置をその一環としてとったわけでござります。

○寺田熊雄君 これは差し押さえをしてしまった後では、もうたとえ清算期間内でも競売の申し立てはできませんか。あるいは、差し押さえをしてしまった後でも、考えてみたらどうも清算金額がおかしい、債務者となれ合っているのじゃないか、というふうな疑いを持つた場合にはやはり競売の申し立てはできるという理解でよろしいのですか。

○政府委員(香川保一君) 差し押さえいたしました場合でも、それを取り下げいたしまして、そろそろまだ競売の申し立てができる期間内であれば競売の道を選べるということにならうかと思います。

○寺田熊雄君 その場合には競売の申し立てを取り下げる方が必須条件でありますか。取り下げなくとも構わないのですか。

○政府委員(香川保一君) 実際問題といったままで取り下げるでしょうけれども、法律的には取下げないで不動産の方の競売の申し立てをして、それは差し支えございません。

○寺田熊雄君 このあたりもひとつやはりコンタールで実務家が参考になるようなものをくついていただきたいと思うのです。

それから第十一條のただし書きは何か不用ような氣もするけれども、どうしてもこのただ

書きが要りますか。

○政府委員(香川保一君) これは債務者の受戻権を非常に強く保護するということになりますと、ただし書きは要らぬということにもなるわけですが、ますけれども、しかしやはり債権者の方もその不動産を転売して貸し付け債権を回収するといいますか、そういう合理的な計算のもとに働かないやならぬわけでございまして、それが受戻権がいつまでも行使できるということになりますと、非常に債権者の地位も不安定になるわけでござります。たとえば民法に、類似とまでは言い切れませんでしょうけれども、御承知の買戻権の規定があるわけでございますが、この規定も買戻し期間を五年に制限しておるわけでございまして、それとの均衡から考えましてもやはり五年間は受け戻しができるわけでござりますけれども、それ以上実際経過いたしますと、受け戻しというふうな必要性はほとんどなくなるだろうと、こういうふうなことで買戻権にならつたわけでござります。

それから、第三者が所有権を取得したという場合は、まさにこれは債権者はその不動産を転売して資金の回収を図つたわけでござりますので、第三者が取得した場合でもなお債務者が受け戻しの権利が行使できるということに相なりますと、法律関係が非常に錯雜になりますし、また第三者の地位を奪かすことにも相なりますので、それはやはり受戻権を制限した方がいいだろう、かような考えでこのただし書きを設けた次第でござります。

○寺田熊雄君 この受戻権というのは、このただし書きがなければ形成権として時効期間は十年といふことになるわけでしょう。

○政府委員(香川保一君) お説のとおりでござります。

○寺田熊雄君 また、第三者に移転されてしまつた後は受戻権行使できないという点は、今までの最高裁判所判例もそういう法理をとつてきました。私どもが実際非常に善良な債務者から相談を受ける場合、取り戻してやろうと思って

障害になりますのは、それが高利貸しが自己の名義にしてしまった後すぐ他人に嫁入った娘に移転登記してしまって、娘はまたこれ何かなれ合いの第三者的名義に移転してしまって、この善良な第三者の所有名義に移つてしまふような外觀を呈します。しかも、どうも追及が非常に困難だという、そういう困難さを覚えることが多いのですが、そういう場合、局長としてはどう考えられますか。受戻権はこれはもう行使困難だと、できないと見て、もうあきらめるほかないですか。

○政府委員(香川保一君) それも実際は所有権が移転していないのに、いわゆる通謀虚偽表示等によりまして仮想的に第三者名義にするというふうなことでありますれば、これは第三者が所有権を取得したことにならないわけでござりますから、したがつてその場合には受戻権の行使はなおであります。たゞうに考えております。

○寺田熊雄君 いや、法的にはそれは当然通謀虚偽表示でやれば無効ですけれども、立証がきわめて困難ですね。身分関係のあるから通謀などいふうにすぐ結論づけ得るのかどうか、それが結果づけ得るとしても、今度は身分関係のない第三者についてしまつた、しかしどう考えてもおかしい、そんなものを買う能力はないはずだと思うようないふうに名義が移転されている場合がありますね。そういうことを考へると、このただし書きの、まあ十年の時効を五年に短縮したのはいいとして、それをそのまま置いていたいのには必要なかったのじゃないかと思います。

○政府委員(香川保一君) この条文は、債務者が清算金の支払いを受けるまでの間の問題でござりますけれども、第三者が通常は債権者名義に移転登記がされている場合でございます。で、この法律では、債務者は清算金を受け取るまでは債権

者への所有権移転登記に協力しなくてもいいと、つまり同時履行の抗弁権を与えておるわけでござります。

しかも、先ほど問題になりましたように、清算期間の前にたとえば委任状とか権利証とかあるいは印鑑証明書を債権者に取られておる、そしていつでも移転登記ができるようになつていると、第三者が転売する前提として、債権者に所持する権利移転登記をしておるというのは債務者が同時に抗弁権を放棄して登記に協力したという關係が通常だらうと思うであります。そうしておきながらお債権者が——まあ債権者は、これは不動産を持っていて意味があるわけではございませんので、金融業者にいたしましてもあるいは商社、銀行等にいたしましても、それを売却して金にかえることが必要なわけでございまして、それをそいつしたことで換金したときになおかつ債務者が受戻権が行使できるとなれば、これは第三者として買う人がいないことに恐くなると思うのであります。買いましても、いつ受戻権の行使がされることによってせつかく買ったものが所有権を失うことになるわけでござりますから、買ひ手が恐ろしいだろうということに通常はなるだらうと思うであります。そうなりますと、債権者の方はいわば踏んたりけつたりのことになりまして、不動産を取つてみたつて換金ができないということになりますと、その面での損失が非常に大きくなつてまいるわけでございまして、やはりこの辺のところは債権者、債務者双方の利害がある線でもつて調整するということをせざるを得ないだらうと、こういう考え方でこのただ書きを設けておるわけでござります。

○寺田熊雄君 それはちょっとおかしいので、これは清算金の支払いを受けたときは、もうこれはいいわけですからね。これは債務者としても、一たん清算金の支払いを受けたなおかつ受戻権を行使していくことは、この条文によつてもできないわけだから。だから、転売して債権の回収を行つたところは債権者、債務者双方が相対峙して、そして取引をするといふうに、それを前提となさるものだから、債権者がすでに登記を取得した以上はそこにやはり債務者の承諾があつたのじゃないか、自由なる意思で譲渡したのだから文句を言うべき限りでないといふうにおとりになつたのだらうと思ひますけれども、われわれが実務を扱いまして一般の市民から相談を受けてます場合は、やはり非常に強弱の差があつて、あるいは詐欺に至らないような駄問といいます

うとすれば、債権者も清算金の支払いをしてしまはずだよな問題は起きないと思うのだけれどもね。

それからもう一つは、ここに規定してあるように、ただし書きで特に「第三者が所有権を取得しないとき」というのを規定した趣旨は、清算金の支払いの弁済をやっぱり受けられないのを前提にして言つてゐるのじゃないでしょうか。どうでしょうかね。

か、民法によって取り消し得ないようなうまい手段で名義の移転といふものをのまされてしまう、そういう場合があるのです。それで困るわけですね。私はこの第三者の所有権を取得したときというものを特にここにうたうというのは何か非常に奸悪なる債権者によつて余り強くない債務者が所有権を移転登記をさせられてしまつたときの障害になる、そんなふうな感じをどうも消しがたいのだけれども、そういう場合はないでしようかね、どうでしようか。

○政府委員(香川保一君) こういう法律がないわけでございますので、法律がてきてからの実態といふものはいまちょっとはつきりと予測を申し上げかねますけれども、少なくとも現在の法制のもとにおきましては、債務者が金を借りるときは確かに債務者は弱者の立場で相当不利な契約を強要されるということはそのとおりだと思うであります。しかし、債務不履行になつた段階では今度は債務者が協力してくれなければ債権者は所有権移転登記は受けられないわけでござりますから、その段階になりますと移転登記に協力しないといふことを武器にして、債務者は決して強者とは申せませんけれども、弱者の立場にはないといふふうに考えるのが常識だらうと思うのであります。そういうことから考えますと、現在でも債権者がなかなか移転登記を受けられないといふなことをおもんばかり、先ほどもちょっと申し上げましたように、金を貸すときに権利証から委任状から印鑑証明書までとつておるといふなことを行なってきておるわけでござります。今回の法律案ではそういう事前のこととは一切だめだということにいたしまして、この手続を踏まぬ限りは所有権移転の効果は生じないということにいたしておりますので、そういう金を貸す際に将来の登記を容易にする意味でのいろいろの債権者の手続といふものは一切無視することにいたしまして、そして清算金が支払えなければ債務者は移転登記に協力する義務がないということにしておるわけでございますから、したがつて、さよ

うなことに相なりました場合には、なおかつ清算金の支払いを受けないで債務者が債権者への移転登記に協力するということもあるでしようけれども、その場合には決して債務者が弱いためにそれをさせられるというのが通常だとはちょっと考えられないと思うのであります。だから第三者に転売する前提として債権者への移転登記がされるということはそれなりに円満に話がついているといふことだというふうに考えてよからうかと思うのであります。

○寺田熊雄君 その点の論争はその程度におさめて、あとはまた二十七日ですか、次回にすることにして、きょうは大蔵省の方から来ていらっしゃるのでその方の質問をしたいと思います。

サラ金業者の被害といふものは私どもも頻繁に受けますね。最近も子供を岡山に残して夫婦が東京へ来てしまつたというのがあるのであります。学校を何とかこちらに転校させるようにしてもらえたといふことは、そんな依頼も最近受けたわけです。債権者に住所を知られてはまずいというのでは、私はさえも電話番号だけ教えて住所も教えないといふことほどどの警戒ぶりで、いかにサラ金業者から過酷な要求を受けたかということは想像できるのですが、大蔵省当局としてはこのサラ金業者に対する取り締まり強化について何か新立法みたいなのを考えたところです。債権者に住所を知られてはまずいといふことなどを考慮しておられたのか、登録制にした上でけしからぬことがあつたらもうどんどん登録を取り消して、なおかつ営業を続ける者に対する取り立てもおられませんか。

○説明員(吉居時哉君) ただいま御指摘のように、サラ金に関する被害といふことは私どもも十分承知をしているところでございます。ところで、そのサラ金に関するいろいろな問題と申しますと、主としまして高金利の問題あるいは暴力的な社会的な行為でございます。したがいまして、こういうような反社会的行為から消費者を保護し、か

つ社会秩序を維持するということのために、いま御指摘のように取り締まりをさらに強化するといふことの必要性は申すまでもないわけでござります。ただ、まあサラ金を含めます貸し金業者の問題といいますのは、実は内容が非常に多岐にわたりまして、御承知のように利用者の保護といった問題もございます。さらにまた庶民金融のあり方といったような問題もございまして、非常に内容が多岐にわたつておる。したがいまして、こういうような多岐にわたつておる問題につきましてはいろいろな面から検討しなければいかぬといふでございまして、たとえば高金利の処罰の問題あるいは取り締まり上の問題あるいは行政上の能力をどう考えるかといったような問題等々総合的に実は検討する必要があるわけでございます。

そこで、このような趣旨で昨年九月からこの貸し金業務団につきましては、関係六省庁が集まりまして銃意毎月勉強会をしていけるところでござります。大蔵省としましても、この研究会と申しますが、協議、連絡の場におきまして各省と合わせて銃意これを勉強していくいたいと、こういうふうに考えておるところでございます。したがつて、いま先生から御指摘ありました現在の届け出制を許可制ないしは登録制にしたらどうかといった、こういった法改正を含む問題につきましても、ただいま申し上げましたようないろいろな観点から総合的にこの研究会の場におきまして勉強していくいたと、かように考えております。

○寺田熊雄君 その関係省庁の会議といふのは、毎月一回やるというのですが、どこの省庁とどこの省庁ですか。

○説明員(吉居時哉君) 関係省庁は六省庁ございまして、総理府、警察庁、経済企画庁、法務省、大蔵省、自治省の六つの省庁でございます。

そういうものをいつまでも放置するわけにもいかないので、ある程度結論を出すめどをつけてほしいのだけれども、衆議院の社会党なんか独自の案を持つているようなんだが、そのためはどうぞ置いていますか。

○説明員(吉居時哉君) 先ほどお答えいたしましたように、大変内容のむずかしい問題がたくさんあるものでございますから、いま各省庁それぞれでは自由営業でございまして、いつまでとなくなかなか期限を切ることはむずかしいのございますが、なるべく早くやりたいと思っております。実はこれに関連しまして、このサラ金業者を含めます貸し金業者といいますのは、たてまえとしているほどかめでいないという点がございます。そこで、まずこの実態がどうなつておるかということを調べることも今後の検討にとって非常に大事であるということで、この関係六省庁の間でもつて意見が一致いたしまして、これは近々都道府県を通じまして実態調査を行うということにしております。したがつて、この調査の結果も見た上でいろいろ今後の検討を進めていきたい、こういうふうに考えております。

○寺田熊雄君 それは実態調査ができないと対策の立法化といふものの作業も進まないわけだけれども、方向としては許可制にいくのか、登録制にいくのか、それとも現状のまま自由にするのか、あるいは自由化、自由と同じような届け出制にするのかと、大体この四つぐらいに考えられますね。

○説明員(吉居時哉君) いま御指摘がございました大きな方向、それぞれにいろいろ問題なりメットがあるわけでございますが、それらを含めたいきたいと思つておりますが、ただ、先生御指摘のようないろいろな問題と申しますが、それらを含めたいでしよう。大勢としてはどちらが有力なんでしょうかね、その四つの中で。

○説明員(吉居時哉君) いま御指摘がございました大きな方向、それぞれにいろいろ問題なりメットがあるわけでございますが、ただ、先生御指摘のようないろいろな問題と申しますが、それらを含めたいでしよう。大勢としてはどちらが有力なんでしょうかね、その四つの中で。

あるとは思いますが、実はこれはやはり行政能力との関係において考えなければならない問題でございまして、サラ金業者を含めます貸金業者というものは現在約十六万軒届け出数がなされています。もちろんこの中で実際に営業しておりますのはどのくらいかということは、近く行いました実態調査の結果を見た上で判明するわけでございますけれども、いずれにしましても相当の数の貸金業者が存在することは間違ございません。しかも、これらの大多数がいわば個人的な小さな経営でございまして、株式会社組織というのは非常に少ないわけでございます。しかも、これが頻繁に移動をし、またやめたり復活したりといふふうなことになつておりますので、なかなかその監督をするということになりましても、非常にむづかしい問題が現実にはござります。したがいまして、たとえばこれを許可制にする、あるいは登録制にすると、こう言いましても、これを現実に行政能力の上からいつて可能かどうかといったような問題、さらには行政能力上十分その自信がないものもかわらず、たとえば登録にする、許可にするといった場合には、単に貸金業者に箔を与えるだけであって、かえって利用者、消費者といふものをミスリードイングするといったような問題も実はございまして、これはかつて昭和二十九年までは、先生御承知のとおり事前届け出制という制度があつたわけございます。営業する前に届け出なさいと。そこで若干のチェックポイントがあつたわけでございますが、当時約一万軒ぐらいしか貸金業者の数がなかつたにもかかわらず、行政能力を超えるといったこともありまして、実はかえって客に迷惑をかけたといった例がございました。現在は先ほど申し上げましたように、その約十六倍、十六万軒になつておられるわけですから相当の行政能力を要する問題であることは間違はないわけでありまして、この辺の問題も十分考えさせて、いまおっしゃつた問題を考えないと、かえつて所期に反する結果になるのじゃないかということも心配されますので、この辺は十分関係省庁の

間でもつて、かつ実態調査の結果も見ながら慎重に検討していきたいと、このように考えております。  
○寺田熊雄君 貸金業者で苦しめられた大衆から相談を受けました場合に、われわれは支払った利息の計算をして、利息制限法所定の利息を超えるものを元本に算入して、もうこれはゼロじやないかと、あるいは払い過ぎじやないかということなどを大衆を救う、高利貸しをやつづけるという方法をとりますね。そのときいつも困難を感じるのは、幾ら払ったかということの全然証明がないことです。まあ、しようがないから記憶をたどって表をつくらして、そして裁判で勝負すると、裁判官が信用してくれれば勝つ。大体勝つ方が多く出さないのですね。だから新立法のときは必ずそれを止めども、もしその受取があれば一番明瞭なわけですね。ところがもう高利貸しに限って受取を出されないと私たちは受け取った利息については受取をして強要し、それを強制して、そしてそれに反対した者はもう処罰するというぐらいなきつい態度をとつてもらいたいと私は考へている。これは参考にしてほしいのです。これは希望だから……。

それから法務大臣に最後にお尋ねしたいのは、このサラ金業者の被害というものは、まあ新聞紙上大変報道されるからよく御存じだろうと思いますけれども、これは大変なものであります。法務大臣も弁護士として御相談をお受けになったことがありますると思うのですが、これは何らかのやつぱり規制をしていただきたいと困るわけですね。いま大蔵省の担当課長のお話では十六万軒もあるし、実態がなかなか把握できないので立法作業といふものが非常に慎重を要するということでありましたけれども、これは民事法秩序、ことにまあ利息制限法の関係もありますし、それから大衆の平穡的な生活を守るという意味もありますし、これは年務省としても関心を持つてこの問題の解決に御努力願いたいと思うのですが、大臣いかがでしょよろしくか。

ういうようになりますて、よけい社会問題として非常に少額借り入れの人が困つておると、こういう事情がありますから、法務省といたしましても大きな社会問題として放置できないと、こういうことを超えたものは罰するとなりますけれども、これを罰すればいいと、それから取り立てにあるのは脅迫、暴力を使えばこれは罰すると、そういう事件はたくさんあるわけでございますが、それだけでは足らない問題だと思っておるのでした。先ほど来大蔵省からもお話をありましたように、現在十六万人ぐらいに及んでおるそうでございますが、このまた内容もいろいろあるようでござります、まあ営業といいますか、やり方についても。そこで実態調査をましまさきやならぬということでおそれを進めておるわけでございますが、それが明らかにならないとどういう対策を講じた方がいいかと、ただ取り締まりだけではいけないと思いますのは、やはり社会生活上一般のいわゆる金融機関以外にこういう少額金融が必要だからこう起こつておるわけでござりますから、これを禁止するだけではまた社会生活上逆な弊害が出てくる。でありますから、考え方としては育成といいますか、必要性に応じたいわゆる庶民金融、少額金融の制度もなければいけない。ただそれがああいろいろな弊害を起こしている、社会問題を起こしておるというところにありますから、今後の検討でありますが、私どもの方でもいろいろ考えて事務当局に命じて積極的にやっておりますが、先ほど来あるいは単なる届け出にするか許可にするか登録にするか、いろいろな方式もあると思いますが、その点は今後の検討にしなきやならない。ただやはり利用者も気をつけたまわなきやならぬわけですけれども、やはり利用者がよくこの金を借りるとどういう結果になるのだと、いうことがわかり、判断ができるように貸し金の仕様というものを明確にするととか、それから領収書の話もありましたけれども、返済があつたときに

領収書を出させるとか、それからもう一つはこういう貸金業をする者についても、やっぱり相当程度の資格要件といいますか、欠格条項も考える必要がある、いろいろな人がおるようござりますから、そういうことを兼ね合わせて庶民金融としてこれを全面育成し、全面弊害を除く、こういう考え方で進めなきゃならない、こういうつもりで説明がありますように、まず実態をつかんでどう十分積極的に検討しております。私はいつも督促している方なんですねけれども、なかなか先ほど来縮ですけれども、議員立法として不動産取引業法をつくったわけでございます。これも相当年月がかからつて業界も自肅するところは自肅し地位の向上を図る、信用といいますか、信頼を受けるような業態にしなきゃならない、今日まで続いてきて相手に不動産業界も信頼を得るようになりますた。やっぱりこれと同じことだと思います。ですから、これは何としても可能な限り早くしなきゃいけない、こう考えておることを申し上げておきます。

○寺田熊雄君 最後にちょっと時間あるから一  
つ。

大蔵省の方で、最近海を渡つてアメリカから庶民金融の会社が上陸して盛えてきたようですが、あれはやはり大体月五分というようなものを月四分ぐらいにちょっと下げているようですね。大蔵省としてはむしろ歓迎しておるのでですか、ああいうものを。それとも放置しているわけか。あれはどういうふうに対処しているのですか。

○説明員(吉居時哉君) 現在御指摘のような外資による消費者金融というものが現在数社日本にありますのでございますが、それらのいざれも金利は日本の貸金業者の金利よりも低くて、大体いま御

指摘ののような年利四十数%といったような水準であります。これらの外資系の消費者口一の会社、貸金業者が入ってくることにつきまして特段の規制をする根拠もございませんし、またその必要も実はないわけでございます。また現実問題としましては、金利はそのように比較的安い金利でございますので、私どもとしましては、いまのところそのような外資による貸金業者といふものを特段排除するというつもりはなく、むろん入ってくる者についてはそれを認めておるというものはおかしいですが、認める根拠も実はないのですけれども、入ってくることについてむしろそれが契機となつて適正な競争が行われれば、むしろいい結果が生まれるのじゃないかというふうに考えております。

の法案を提案をなさつておられますけれども、これが本当にオートバイの免許を受けるとか、あるいは自動車の免許を受けるとかといったら、中学生、高校生からもう盛んに受けているわけなんですが、それとも、そういうものの規則の定めたものによつて受けしていくようになるのですが、たとえば民法をそのままぱんと出して、この民法の例をとると、たとえば、五百三十三条、これはずっと読んでごらんなさいと言つてずっと読める生徒が何人いるかというようなことを考えますと、これは捨てておくべきことじやないと私は思うのです。が、大臣のそのお考えを承つておきたいと思うのです。

○國務大臣(瀬戸山三男君)　おっしゃるとおりでございまして、まあ古いといいますか、前の法律は全部かたかなになつておるわけでございます。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 昭和二十三年じゃないですか。  
○宮崎正義君 私はこんなことをやりとりするつもりではなかつたのですが、いずれにいたしましてもまことにいま大臣の御答弁ございましたように、今日の、現在の国民の側に立つてからのやはり法律というものの改正をなさることを考える上から申し上げているわけであります、民法を一つの例にとりましても、昭和五十一年、法六十六号といふところでおしまいになつておりますが、改正されてこれだけ、五十一年までずっと中の一部分を改正し、改正してその部分だけがひらがなになつております。それで母法は全部かたかな。しかも、かたかな読んでいきますと大変なのがあるのですよ。三百二十九条に二項のところにも

いきましたが、お考えを長く時間かかるところでおしゃられておられますけれども、少なくともこれは、ひらがな小学校が二十六年からですから、二十七年たっております。そうしますとゼロ歳の人がいま二十七歳になつております。ですから、それからお考えいただければ明治の私たちの時代はもう大分遠のいていきましたが、そういうふうなことの観点の上から私ははじめてこの法文といふ、条文といふものをお見え直していかなければならぬ大事なときじゃないか。これは法務省はばかりじきございません。したがいまして、法務大臣としてまた國務大臣としてということを申し上げたわけなんでござりますが、どうかひとつ大臣もこれに処していかれるという御答弁でござりますので、ひとつその点は要請をいたしたいと思ひます。よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

---

○宮崎正義君 大臣が一時から衆議院の方に行かれることなるといふことなんですが、私はほんとども大臣に質問をする予定でいたのですが、きょうは時間が余りないものですから残念なんですけれども、二十七日の日にまた若干さしていただくということでお預けで承を願つて、まずお伺いいたしたいのは、法務大臣として、また國務大臣としまして、わが國は法治国である、こう言われておりますが、そのおのおの各般の基本となる法律が、かたかなもの

刑法も民法も、親族、相続は戦後に改正いたしましたからひらがなになつておるわけでございますが、おっしゃられるような実態がたくさんあるわけございます。現在刑法改正草案をやつしておりますが、現行刑法はなかなかそろ簡単に読めないと、こういう事情があります。これはもうできることだけ早くひらがなに統一した方がいいことはわかつておるのですが、なかなかこれをまた一挙に

〇政府委員(香川保一君) 読めとおっしゃればおっしゃりますが、ここのこところちょっとと開いて見ていただきたいのです。三百二十九条の二項のところを読んでください。三百二十九条の二項のところを読んでください。

○宮崎正義君 教えてくださいと言つてはいるのですが、す。

よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。  
それでもう大臣結構でござりますので、きょう  
はありがとうございました。

そこで、局長にお伺いいたしたいのですが、こ  
の法律案が民法その他の特則を定めるものとして  
立案をされながらその適用範囲というものをす  
とお決めになつてきておられますか、その関連性、  
関係性といいますか、そういうことについて御説  
明を願います。これは法でいきますと一条をして

の、ひらがなのもの、ひらがなまじりのもの、これが特に母法となるようなものに多いというようやくなこと、これはどういうことなのか、まず私は小学校が何年からひらがなになったか大臣にお伺いをいたして——というのは、この法律の私は参考資料をいたしました。それにこの仮登記担保契約に関する法律の関係法律の条文——というのが列記されております。その中にかたかなの法文が幾つあるか、そしてそれがひらがなの文が幾つあるかということを考えまして、それにこだわるのじやございませんけれども、非常に六法を読みましても、母法である民法を拝読いたしましても、いまの中学生にはわからないような、読んでいいって読めないようなところがあるわけなんですねが、こういうふうなことを考えまして、今度の

やるということも大変な事業でありますて、改正の際にやるというのが現在進められておる実情でござります。おしゃることはよくわかりますか。できるだけこれは、法律は国民のだれもが見てわかるようにつくることが必要でございますから、今後新たなものは全部ひらがなと、こういうことに統一していま進めておるところでございます。

○宮崎正義君 小学校はいつからひらがなに変わりましたか御存じでございましょうか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) いつからだつたかわかりませんが、われわれもかたかなかからひらがなを教わって両々、これは日本独特のことだと思いますが、いつからということは残念ながらいま憶しておりません。

○宮崎正義君 新憲法はいつからでござります

○政府委員（番谷保一君）別ノ先取特権ト競合スル場合ニ於テハ特別ノ牛生財團ノ先取特権ハ一般ノ先取特権ニ先ツ且共益費用ノ先付金ヲ受ケタル給償権者ニ效シテ優等ノ効力ヲ有ス」と、そら読むのだろうと思ひます。○宮崎正義君 局長もそら読むのだろうと思ひますとおっしゃるのですが、これをちよと見ますと、まずと読んじやうのですね、これ。だけどどうく読めばそうじやありませんけれども、こういふふうなこれは一例でござります。私、いつぱいこういうのを拾い上げてみたのですが、何もぼろりと探すわけでもない、あらを探すわけでもないのですけれども、やはり言葉というものが、ころ、訳といふものが、一番われわれの生活に欠くことのできないものとすれば、そういう面から考えて

二十条に及んでくると思うのですか  
○政府委員(香川保一君) 御承知のとおり、民法では代物弁済の一般規定があるわけでござります。これは債務の弁済にかえて不動産とかその他財産権を債権者に移転して債権債務関係を決済するという制度でございますが、その民法のそういう本來の金銭債務のかわりにある物を、財産権を債権者に渡して清算するという關係の面から、これが今回御審議願つておる法案が民法の特則といふことになるわけでござります。ただいまお示しのその二十条の規定がなぜ民法の特則的なものになるのかと、これは民法の代物弁済のそういう清算關係といふものは、民法で規定しておられます動産、不動産あるいは債権といふうちなもの

○國務大臣（瀬戸山三男君） 昭和二十三年七月  
か、ひらがなになつたのは。

昭和二十三年じゃな

いきましたが、お考えを長く時間かかるところです。それでおられますけれども、少なくともこれは、ひらがな小学校が二十六年からですから、二

のに限らず、たとえば鉱業権とかあるいはその他の財産権についても当然適用になってくるわけでございまして、そういう関係から不動産につきまして代物弁済の関係、仮登記担保契約と一言で申しますればそういうものでございますが、その関係の規制をする以上はやはり仮登記、鉱業権なんかは登録でございますが、その仮登記によってなされる同様のものも同じような規制をしなけりや整合性を欠くというふうなことでこの法案ができるおるわけでございまして、そういう意味から申しますと代物弁済の関係は民法の特則と、その大もとのところは民法の特則でございますが、その対象となる財産権については民法が直接規定していないものも入ってきておると、こういう関係になるわけでございます。

○宮崎正義君 いまお説の中に鉱業権というお話

もございましたけれども、先ほど大臣にお話をし

ておったのですが、仮登記担保契約に関する法律

案参考条文の三十五項までございますが、先ほど申し上げましたついでにかたかなが幾つでひらが

なが幾つと数えましたので御参考に申し上

げてみますが、かたかなが十二、ひらがが二十

三、合計三十五ということになるわけであります

が、私はこの中の十番目の立木ニ関スル法律とと

いうことにつきましてわからぬのですか

らお伺いをいたしたいと思うのですが、この立木

ニ関スル法律という法律はどういう法律でござい

ましようか。

○政府委員(香川保一君) 山林つまり土地でござ

いますが、その所有者あるいは山林たる土地に地

上権の設定を受けた地上権者が、御承知のとおり

植栽いたしまして、そこでいろいろの樹木を育て

るわけでございますが、この土地と切り離してそ

の樹木の集團を担保に入れる方法が民法ではございませんので、そこで民法の特例法ということで立木法によりましてその「樹木ノ集團」、これを立木と言つておるわけでございますが、これを抵当権の目的に供することができるということにした

法律でございます。

○宮崎正義君 過去における判例が何かございま

すか、いま局長のおっしゃった点について。抵当

権だとあるいは担保だと、そういうものに対

する判例が何かございまして、立木法につきまして判

例は幾つかございますが、いま御質問のその判例

とでござりますか。この立木の抵当権というのは、

抵当権それ自身は民法の抵当権と全く同じでござ

ります。と申しますのは、立木ニ関スル法律をど

ういうのは、たとえば抵当権の効力についてのこ

とでござりますか。この立木の抵当権というのは、

抵当権それ自身は民法の抵当権と全く同じでござ

ります。と申しますのは、立木ニ関スル法律をど

ういうふうに立木法で規定いたしておるわけでござ

ります。したがって、民法における不動産に関する規定が全部適用になると、かような関係になり

ますので、したがって立木を目的とする抵当権は

民法の抵当権ということに相なるわけでございま

して、したがって立木特有の抵当権そのもの内

容についての判例と申しますが、これはまさに民

法の抵当権の判例がそのまま通用しておると、こ

ういうふうな関係になろうかと思うのであります

て、不敏にしまして立木特有の関係から生ずる抵

当権についての判例は承知いたしておりません。

○宮崎正義君 判例を御存じないとすればいさ

か私は質問に困るわけなんですが、たとえば、甲

という人が土地を持っておりました。乙という人

が植林をしました。その植林をした乙という人が

借りているわけですから、そしてその一部を売却

した。三分の一なら三分の一売却をした。三分の二はやはりそのまま立木としてある。その伐採を

して三分の一を売却した。残った切り株というも

のはどういうふうになりますか、立木に關係する

か。立木には關係ないか。

○政府委員(香川保一君) 植裁した樹木を切った

後、切り株は、これは立木には關係ございません。

○宮崎正義君 その切り株をこのごろ床の間の飾

り用として相当利用して、切り株をとることで大

分争いが起きるわけです。じゃ、山火事で類

焼を受けて焼けてなくなつた場合は、それが担保に入つてた場合はどういうことになるでしょう

か。

○政府委員(香川保一君) 登記してある樹木の集

団が山火事によりまして焼失いたしましたと、恐ら

く根っこは残るかもしませんが、その場合には

立木は滅失したというふうに法律的には解釈する

ことになるわけでございまして、したがって、抵

当権は目的物の滅失により消滅したと、こういう

法律関係にならうかと思ひます。

○宮崎正義君 それは判例もまだないわけです

ね。まあ局長のおっしゃられてるのには、そな

やもしれないということなんござしますが、

そういうことなんですか。

○政府委員(香川保一君) そういう趣旨の判例は

ございませんが、民法の抵当権としましては、目

的物が滅失すれば抵当権は消滅するということは

もうはつきりいたしておりますが、立木について

の抵当権につきましてそういう判例はないと思ひ

ます。

○宮崎正義君 先ほど申し上げました切り株が残

るわけです。それもその権利というものは生じな

いということなんですね。

○政府委員(香川保一君) その点の判例もないと

思ひます。それが解釈いたしまして、この抵当権は

消滅いたしましても、民法の抵当権が、たとえば

例を申しますと、適当でないかもしませんが、

建物が火災で滅失したと、抵当権がついておりま

す。それが解釈いたしまして、この抵当権は

民法におきまして入会

権を規定しておりますのは、これはやはり民法制

度以前からのいわゆる入会林野、山林あるいは原

野におきましていろいろ薪をとるとか、あるいは

それを切ついてみたいといふようなことを伺つて

いるわけなんですが、そういう点についてちょっと

と御参考に聞かしていただきたいのでござります。

けれども、立木そのものの中にその切り株が

入るということは、これは解釈としても恐らくな

いふうに考えます。

○宮崎正義君 話は本文からちよつと外れていき

ますけれども、入会権問題で大分こう抵当権問題

だとか担保問題だとかいうことがこのごろ論議さ

れることが多いのでござりますけれども、大体私

の聞いたところによりますと、裁判所の方は入会

権というものをずっと保持していく形ででき

ている。それから自治省の方はなるだけならもう

それを切ついてみたいといふようなことを伺つて

いるわけなんですが、そういう点についてちょっと

と御参考に聞かしていただきたいのでござります。

けれども、立木そのものの中にその切り株が

入るということは、これは解釈としても恐らくな

いふうに考えます。

○宮崎正義君 話は本文からちよつと外れていき

ますけれども、入会権問題で大分こう抵当権問題

だとか担保問題だとかいうことがこのごろ論議さ

れることが多いのでござりますけれども、大体私

の聞いたところによりますと、裁判所の方は入会

権というものをずっと保持していく形ででき

ている。それから自治省の方はなるだけならもう

それを切ついてみたいといふようなことを伺つて

いるわけなんですが、そういう点についてちょっと

と御参考に聞かしていただきたいのでござります。

けれども、立木そのものの中にその切り株が

入るということは、これは解釈としても恐らくな

いふうに考えます。

○宮崎正義君 話は本文からちよつと外れていき

ますけれども、入会権問題で大分こう抵当権問題

だとか担保問題だとかいうことがこのごろ論議さ

れることが多いのでござりますけれども、大体私

の聞いたところによりますと、裁判所の方は入会

権というものをずっと保持していく形ででき

ている。それから自治省の方はなるだけならもう

それを切ついてみたいといふようなことを伺つて

いるわけなんですが、そういう点についてちょっと

と御参考に聞かしていただきたいのでござります。

けれども、立木そのものの中にその切り株が

入るということは、これは解釈としても恐らくな

いふうに考えます。

○宮崎正義君 話は本文からちよつと外れていき

ますけれども、入会権問題で大分こう抵当権問題

だとか担保問題だとかいうことがこのごろ論議さ

れることが多いのでござりますけれども、大体私

の聞いたところによりますと、裁判所の方は入会

権というものをずっと保持していく形ででき

ている。それから自治省の方はなるだけならもう

それを切ついてみたいといふようなことを伺つて

いるわけなんですが、そういう点についてちょっと

と御参考に聞かしていただきたいのでござります。

けれども、立木そのものの中にその切り株が

入るということは、これは解釈としても恐らくな

いふうに考えます。

○宮崎正義君 話は本文からちよつと外れていき

ますけれども、入会権問題で大分こう抵当権問題

だとか担保問題だとかいうことがこのごろ論議さ

れることが多いのでござりますけれども、大体私

の聞いたところによりますと、裁判所の方は入会

権というものをずっと保持していく形ででき

ている。それから自治省の方はなるだけならもう

それを切ついてみたいといふようなことを伺つて

いるわけなんですが、そういう点についてちょっと

と御参考に聞かしていただきたいのでござります。

けれども、立木そのものの中にその切り株が

入るということは、これは解釈としても恐らくな

いふうに考えます。

○宮崎正義君 話は本文からちよつと外れていき

ますけれども、入会権問題で大分こう抵当権問題

だとか担保問題だとかいうことがこのごろ論議さ

れることが多いのでござりますけれども、大体私

の聞いたところによりますと、裁判所の方は入会

権というものをずっと保持していく形ででき

ている。それから自治省の方はなるだけならもう

それを切ついてみたいといふようなことを伺つて

いるわけなんですが、そういう点についてちょっと

と御参考に聞かしていただきたいのでござります。

けれども、立木そのものの中にその切り株が

入るということは、これは解釈としても恐らくな

いふうに考えます。

○宮崎正義君 話は本文からちよつと外れていき

ますけれども、入会権問題で大分こう抵当権問題

だとか担保問題だとかいうことがこのごろ論議さ

れることが多いのでござりますけれども、大体私

の聞いたところによりますと、裁判所の方は入会

権というものをずっと保持していく形ででき

ている。それから自治省の方はなるだけならもう

それを切ついてみたいといふようなことを伺つて

いるわけなんですが、そういう点についてちょっと

と御参考に聞かしていただきたいのでござります。

けれども、立木そのものの中にその切り株が

入るということは、これは解釈としても恐らくな

いふうに考えます。

○宮崎正義君 話は本文からちよつと外れていき

ますけれども、入会権問題で大分こう抵当権問題

だとか担保問題だとかいうことがこのごろ論議さ

れることが多いのでござりますけれども、大体私

の聞いたところによりますと、裁判所の方は入会

権というものをずっと保持していく形ででき

ている。それから自治省の方はなるだけならもう

それを切ついてみたいといふようなことを伺つて

いるわけなんですが、そういう点についてちょっと

と御参考に聞かしていただきたいのでござります。

けれども、立木そのものの中にその切り株が

入るということは、これは解釈としても恐らくな

いふうに考えます。

○宮崎正義君 話は本文からちよつと外れていき

ますけれども、入会権問題で大分こう抵当権問題

だとか担保問題だとかいうことがこのごろ論議さ

れることが多いのでござりますけれども、大体私

の聞いたところによりますと、裁判所の方は入会

権というものをずっと保持していく形ででき

ている。それから自治省の方はなるだけならもう

それを切ついてみたいといふようなことを伺つて

いるわけなんですが、そういう点についてちょっと

と御参考に聞かしていただきたいのでござります。

けれども、立木そのものの中にその切り株が

入るということは、これは解釈としても恐らくな

いふうに考えます。

○宮崎正義君 話は本文からちよつと外れていき

ますけれども、入会権問題で大分こう抵当権問題

だとか担保問題だとかいうことがこのごろ論議さ

れることが多いのでござりますけれども、大体私

の聞いたところによりますと、裁判所の方は入会

権というものをずっと保持していく形ででき

ている。それから自治省の方はなるだけならもう

それを切ついてみたいといふようなことを伺つて

いるわけなんですが、そういう点についてちょっと

と御参考に聞かしていただきたいのでござります。

けれども、立木そのものの中にその切り株が

</

よるその内容を民法は尊重するという態度をとつておるわけでございます。したがいまして、いろいろこの入会林野の関係で、大きく申しますれば北富士演習場の入会権というふうなものから、東北とか九州、そのあたりの山林につきましての入会権が相当法律的に論争を呼んで訴訟になつておるというふうな事例も多々ござりますが、裁判所はやはり民法に従いまして、その入会権として民法制定以前からどういう形態で成立してきたものかどうかというふうなことを相当苦労して認定しておるようござります。ただ、今日におきまして、入会権と言われておつても民法が考えておる入会権でないものも相当あるようでございまして、いま例として挙げられました自治省云々のこども、これは私内容をつまびらかにいたしておりませんけれども、現在付近の住民が入会権があるのだと、こういうふうに言っておられる、それは決して民法が考へておる入会権というふうな物件でないものも相当あるようございまして、そういう点が実は一番訴訟になりましてもあるいは訴訟外におきましても問題になる点でございまして、これはやはり私どもいたしましては民法の入会権の再検討申しますが、そういうことでやはりもう一度考え直さなきやならぬのじやないかというふうには思つておりますけれども、やはりこれには相当の準備が必要なわけでございまして、ただいまのところいつの段階でこの入会権の再検討をするかということとは、法制審議会にもお願いする関係がござりますので、ここではつきり申し上げられませんけれども、相当その内容が複雑なものがあつていろいろ解決の困難を来たしておるという実情にあるうかと思ひます。

○宮崎正義君 いま御説明がありましたように、ややつこしいものは公有林野が一番多いのじやないかと思います。それはこの法律の問題と全く關係ないとも言えませんし、先ほどの立木に関する問題につきましても、この中に関係法律の条文としての加えられたそのお考えといふものを理解をいたしましたけれども、この法律の制定に伴う國税の徵収方法と、それから國稅通則法、それから地方稅と不動產登記法、これの要するに改正案といふものが出ておりまして、ほかのものはいま私は一つの例を挙げた立木に関するもの以外のものはやはり民法に従いまして、その入会権として民法制定以前からどういう形態で成立してきたものかどうかというふうな事を相当苦労して認定しておるようござります。ただ、今日におきましては、いま申し上げた中に入つてない、改正の中に入つてないものはそういった意味でとらえてよろしいのでしょうか。立木に関する説明がありましたようなことで總体的に考えていいかどもこれはいま申し上げた中に入つてない、改正の中に入つてないものはそういった意味でとらえてよろしいのでしょうか。立木に関する説明がありましたようなことで總体的に考えていいかどうか。先ほどの鉱業権のことをおつと触れられましたけれども、そういうふうに私受けとめていかかうかですね。

○政府委員(香川保一君) そのとおりでござります。○宮崎正義君 最初に私は質問の順序を立てて質問をする予定でおりましたのですが、大臣のお立ちになる時間がありましたのですから、いきなり変な、姿勢とかいうようなことでお話ししましたのですが、趣旨説明の中に、一番当初のところですね、「民法によれば、金銭債務を担保する法的手段としては抵当権がもっとも典型的、かつ、近代的な担保制度であります。近時、種々の理由により、」云々とずっと出ておりますが、この「種々の理由」ということについて、どういうものなのか御説明を願いたいと思います。

○政府委員(香川保一君) これはいろいろ関係の金融業者あるいは登記の面等からわざかながら実態調査もいたしておるわけでございますが、ここに提案理由説明における「種々の理由」と申しますのは、まず第一は、遺憾ながら抵当権を利用いたしました場合に、債務不履行のときには御承知のとおり競売法によって競売するということになります。そこで、まず第一は、遺憾ながら抵当権を利用いたしました場合に、債務不履行のときには御承知のとおり競売法によって競売するということになります。

○政府委員(香川保一君) この法律が成立いたしました場合に、この法律特有のP.R.方法というのを考えおりませんが、従来私どもの所管の法律が新たにできました場合と同じような形、つまり内閣法制局の方で出しておられる政府発行の雑誌があるわけでござりますが、新しい法律の解説書でござりますが、それに要旨を解説して載つけて、しかも実際問題として、競売いたしまして、先ほどのまさにかたかなの古い法律の最たるものでございまして、これが解釈上いろいろ疑義があつて、しかも実際問題として、競売いたしまして、申し立てから競売が完結して配当を受けたまでは相当長期間を要する、それからなかなかましてもその面の協力が得られるわけでございま

すし、またいまおつしやつたような解説書を発行するというようなこともその一つかと思いますが、一番直接関係する関係業界にいろいろ雑誌がございます。それからもう一つは、抵当権の設定をいたしましたと当然その登記をしなきゃならない、この登記に要する登録免許税その他の費用というの登記によりまして債務者が負担しなきゃならない、これが比較的高負担になるわけでございまして、それに比べると仮登記を使った方が安上がりだというふうなこともありますし、それから仮登記がついておりますと、ここのこところが一番問題かと思ひますけれども、やはりなかなかわざ実質的な余剰担保価値が利用しにくいために、債務者にとって不利な面がある。これは債務者にとっては不利なことなんですかね、債務者から申しますと、つまり利害関係人が多数出てこないというふうなことがあって、いろいろ話し合いで決済をつける場合に容易だというふうなことも一部にはあろうかと思います。そういうことがここで言つておる「種々の理由」ということでござります。

○宮崎正義君 与えられた時間が限られておりますので、先ほど寺田委員の方から、実務家のため

に、債務者の方にこの法案の徹底をするためコン

メンタルをつくつてやつたらどうかというお話をございますが、これは非常に大事な寺田委員の

発言でございまして、私も同じようなことを考

えておったのですが、これを国民に周知徹底する方

法としてどういうふうなことをお考えになつておられますか、具体的にひとつ御説明を願いたいと

思います。

○政府委員(香川保一君) 調査いたしましたのは

ちょっと古のでござりますが、つまりこの仮登記担保法の制定を私ども準備いたす初めの段階

で実態等調査をいたしました関係でちょっと古い

でござりますが、申し上げますと、仮登記がさ

れておる件数は、昭和四十三年度で三十八万九千

件、昭和四十四年度で四十二万五千件、昭和四十六年度で四十五年度で四十二万五千件、昭和四十六年度で四十一万八千件、昭和四十一年四千件。これに対比いたしまして抵当権の設定登記がされておるもの申し上げますと、抵当権は昭和四十三年度が百五十七万五千件、昭和四十四年度が百七十三万一千件、昭和四十五年度が百八十三万九千件、昭和四十六年度が二百二万八千件、かような数字になつております。

利用状況と申しますか、これもただいまおっしゃつていただきましたようになかなか実態はつかめないのでござりますが、私どもその一つの方法としまして金融関係の業界に集中つていただきましていろいろお聞かせ願つた調査がござりますが、それをちょっと御披露いたしますと、一般の市中銀行は全くこの仮登記担保といふうなものを使つてないようです。それから相互銀行の関係、これはやはり、従来は使っておられたそうでござりますけれども、根抵当立法が成立してからは余り利用されていない。さらにこの仮登記担保に関する最高裁の判例が昭和四十二年に出来まして、それ以来いろいろ問題がござりますので余り使っていない。それから信用金庫関係も大体相互銀行と似たようなものでございます。結局わりあい使っておられるのは商社関係。これは御承知のとおり、商社がいわゆる系列化をしたいいろいろの中小企業があるわけでございますが、そういう系列にある中小企業に対するいろいろの形での融資をする際にわりあい使っておられる。たとえばガソリンスタンドについて融資をするといふときに、そのガソリンスタンドは自分の系列化において、だれが営業主であろうとも、その場所においてある石油会社なら石油会社のガソリンスタンドとして置いておきたいというような関係がある。あるいは薬屋等にもそういうことがあるようござります。そういういわば系列化をそのまま続けていくというふうな意味で仮登記制度をつておるもののが相当あるようでございます。それから何と申しましても多いのはいわゆる町の金融業者でございまして、これは不動産を担保に取ると

いかに抵当権と併用するかあるいは仮登記を相当使つておるというふうな実態でござります。

○宮崎正義君 そうしますと、これの中に金融業者とか商社とか、そういうものの件数というのをお調べになつていなかつたわけですか。こういう金融業界とのお話し合いを進められて今回の法案も大分煮詰めておいたきになつたのじやなかろうかと思ひます。ただどうよろしくお話をうながすけれども、私どもの実際の現場でいろいろな問題を持つてござるので、まだずいぶんいろいろなことがあるかもしれませんでしようか。たとえば商社ですとスタンダードとかいうようなお話をありますけれども、わざなんですけれども、たとえば牛乳メーカーなんかもそうなんですが、いつの間にかそのメーカーのものになつてしまふ。最初は個人が冷蔵庫なら冷蔵庫を入れるという契約をやって、お金を借りながら——自分のものになるからといって商売を始めさせておいて、そして一番ネックになるのは牛乳びんの回収というものに手が届かないために、牛乳の問題にすれば一番大きなそれらの問題、空びんなんかが回収率が悪かったということとでだんだん赤字に追い込まれる、また顧客をふやしていくけなかつたというようなこと等で倒産に追いつ込まれていくようになつて、いつの間にか名義が変わってそのメーカーの名義になつてしまふという例もずいぶん聞いているのですが、そういうふうな関係等で件数がおわかりになれば幸いですが……。

○政府委員(香川保一君) まことに申しわけありませんが、個々の関係での件数等は調査いたしておりませんので、全くわかつております。

○宮崎正義君 仮登記の問題にしましても四十六年までお調べになつて、抵当権の問題も二百二万八千も四十六年にあるというような実情で、これ調べるなんといいますと大変なことだと思うのですね。えらいことだと思いますが、先ほど申し上げましたように、要はこれだけ、仮登記にしま

さいますし、特に五十三年になるまでの間といふものは相当の経済の変遷が行なわれてきてゐるのですが、ともあれ、こういふわけで、周知徹底ということは、今までの決められたようなコースで定期的なものじゃなくて、もう少し具体化したやさしい解説書をつくって、漫画入りにでもして、わかりやすく掲示をしてあげるというような行き方等を考えていかれば、いまのような悩んでいる方たちが解決をしていくには非常に近道になるのじやないか、このように思うわけですが、いかがございましょうか。

○政府委員(香川保一君) この法律の関係もお説のようにいたしたいと思ひますが、先ほど寺田委員の御質問で出ましたサラ金の関係での利息制限法のP.R.も実は私どもはなはだ努力が足りなくて、どうしても私どもが書くものというのは書き方がへたなことで、なかなかおわかりいただけない、またそれをおっしゃるようて漫画を入れたり、いろいろそういうことをする能力もございませんので、そういう専門家にひとつ知恵を拝借して、できるだけP.R.に努めたいというふうに考えております。

○宮崎正義君 時間がございませんので、三十五分までだというのですから、お伺いしても時間が回答を入れますと終わってしまうので、きょうはこれで私の質問をやめます。あと四分残つておりますけれども、終わりにします。

○円山雅也君 まず、いただきました資料の、この法案の第一条「この法律は、金銭債務を担保するため」というふうに印刷になつておりますけれども、これは「金銭債務」についてはミスプリントではございませんか。

○政府委員(香川保一君) 民法では、この担保の関係では債務を担保するという用語になつておりますが、したがつて「金銭債務を担保する」とい

○円山雅也君 やはり、いただきました資料、たとえば政府の方の逐条解説でも、第一条については、いきなり「金銭債権を担保するため」という御説明になつていて、それから最高裁の大法廷判決も判決理由では金銭債権の満足を確保するため、それから要旨が金銭債権担保、その他小法廷判決も全部金銭債権担保という言葉に、表現に統一されている。そうしますと、どうしてわざわざいまの、それこそ宮崎委員が古いあれを直さないかといふ、大臣も古いのを直さないかぬと言つておられるときに、たまたま古い抵当権の条文に金銭債務を担保するという表現が使われておったからといって、多分それを根拠にこれも金銭債務にされたのだろうと思うのでござりますけれども、こだわらなきやいけないのでしょうか。

○政府委員(香川保一君) これは私自身が古いためかもしれません、私は民法の、債務を担保するという用語は正しいと思っておるのですが、これはしかし現在、お説のように最高裁の判例でも債権担保、学者の書物も債権担保というふうな使い方が非常に多くなつてきておりますが、これは担保というのはつまり債権者側から見るか、債務者側から見るかによって、つまりそれだけの債権担保と言つて債務担保と言つての使い分けが出てくるのだろうと思うのであります。たとえば保証人の場合の保証も、これは民法自身は保証というのではなく、これはいわゆる人的担保といわれるものでございますが、これは保証人を、一般的には保証人を立てるというふうに言つておりますが、これは債務者から見た言い方だらうと思うのです。本来、担保はつまり債務者が提供する性質のものが債務を払えないときにこれで担保いたしますといふなことが本来の担保なのでございまし

て、まあ理屈を申し上げてはなはだ恐縮でござりますが、そういう意味から言うと、民法の、債務を担保という言葉が私は正しいのだろうというふうに思つておりますけれども、これはしかし、別に債権を担保と言つたからといって間違いと、いふことでもございませんが、民法の特例でございますので、民法が変わりますればもちろん変えていいことでございますけれども、いまのところは民法に従つておるというだけのことでございます。

○円山雅也君 これはもうしつこく申しませんが、ただ、せっかく政府側の解説書も債権担保、最高裁も債権担保とみんなせっかく統一しているのに、わざわざ新しい法律にわざと古く、何かこれだけ一つまた残すというのもちょっとなにかと思つましたのでお尋ねをした次第です。特にございましたのでお尋ねをした次第です。特にございません。

それから第二条でこれども、第二条、二ページのところですが、この通知でこれども、「その契約の相手方である債務者又は第三者に通知し」という、この「又は」ということなんですねども、「又は」となりますと、つまり債務者が担保提供者のときは債務者だけでもよろしい。それから物上保証人つまり第三者が担保提供者のときは第三者だけ、その担保提供者だけに通知すればいい。債務者には要らないのだという意味でございましてこの「又は」というのは、つまり、「及び」ならば両方、債務者も担保提供者も要らない……。

○政府委員(香川保一君) これは、第三者と申しますのはいわゆる担保提供者のつもりでございますが、これは民法流の言葉でござります。だから、この二条の通知の関係はまさにその不動産のいわば所有者、担保提供者だけいいわけでございまして、債務者が担保提供者であれば債務者だけ、第三者が、債務者以外の者が担保提供者であれば第三者が、債務者以外の者が担保提供者であれば

債務者は全然わからないから、清算金がいいとか悪いとかの当否も担保提供者にはわからぬのじゃないでしようかね。債務者にも同時にやつておくことでございますけれども、いまのところは民法に従つておるというだけのことでございます。

○円山雅也君 これはもうしつこく申しませんが、たゞ、せっかく政府側の解説書も債権担保、最高裁も債権担保とみんなせっかく統一しているのに、わざわざ新しい法律にわざと古く、何かこれだけ一つまた残すというのもちょっとなにかと思つましたのでお尋ねをした次第です。特にございません。

それから第二条でこれども、第二条、二ページのところですが、この通知でこれども、「その契約の相手方である債務者又は第三者に通知し」という、この「又は」ということなんですねども、「又は」となりますと、つまり債務者が担保提供者のときは債務者だけでもよろしい。それから物上保証人つまり第三者が担保提供者のときは第三者だけ、その担保提供者だけに通知すればいい。債務者には要らないのだという意味でございましてこの「又は」というのは、つまり、「及び」ならば両方、債務者も担保提供者も要らない……。

○政府委員(香川保一君) これは、第三者と申しますのはいわゆる担保提供者のつもりでございましてこの「又は」というのは、つまり、「及び」ならば両方、債務者も担保提供者も要らない……。

○円山雅也君 わかりました。その「又は」とい

うのをちょっと確認したかっただけでございま

す。

それから、同じく第二条の第一項の一番末尾の

「二月を経過しなければ、その所有権の移転の効

力は、生じない。」という意味ですが、これは裏返せば、逆に二ヶ月たてば一応実体的な所有権は移

るというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 一般的にはそうなん

でございますけれども、それなら、なぜ、こう持つて回ったような書き方をしたかと申しますと、こ

れは後であるいは御質問があるかもしれません

○円山雅也君 そうしますと、いずれにしても二

月たって所有権が移つたといたしますね、実体

的な所有権が。そうすると所有者に残されている

ものは、債務者に残されている方は、三条の二項

で清算金と引きかえに、登記、引き渡しは清算金

と引きかえの同時履行の抗弁が残されるわけです

ね。そうしますと、同時履行の抗弁だけが残つて

いるという前提で考えますと、もしさの時点で債

権者がたまたま、寺田委員や何かが御質問になり

ましたけれども、たまたまその登記書類を預かっ

てあるいはわかりにくいかもしま

せんが、そういうふうなことも含めまして裏から

書いておると、こうしたことでございます。

○円山雅也君 そうしますと、たとえば普通の民

法の理論でいけば予約完結の意思表示や何かをす

と。お説のように、確かに担保提供者と債務者が

連います場合に、清算金等の関係はこれは担保提

供者の方にいくわけでございます。もちろん、そ

の内容、先ほど寺田委員の御質問ありましたよう

な債権の額というふうなものになってしまいますと、

必ずしも担保提供者が熟知しているわけでもない

関係があるわけでございます。もちろん、そ

うときには人の債務のために担保を提供している

ものでございますから、当然通知が債務者から参

りますれば債務者にその点を確認して処置をする

というふうに行動するであろう、こういうことを

期待しておるわけでございます。

○円山雅也君 わかりました。その「又は」とい

うのをちょっと確認したかっただけでございま

す。

それから、同じく第二条の第一項の一番末尾の

「二月を経過しなければ、その所有権の移転の効

力は、生じない。」という意味ですが、これは裏返せば、逆に二ヶ月たてば一応実体的な所有権は移

るというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 一般的にはそうなん

でございますけれども、それなら、なぜ、こう持つて回ったような書き方をしたかと申しますと、こ

れは後であるいは御質問があるかもしれません

○円山雅也君 そうしますと、いずれにしても二

月たって所有権が移つたといたしますね、実体

的な所有権が。そうすると所有者に残されている

ものは、債務者に残されている方は、三条の二項

で清算金と引きかえに、登記、引き渡しは清算金

と引きかえの同時履行の抗弁が残されるわけです

ね。そうしますと、同時履行の抗弁だけが残つて

いるという前提で考えますと、もしさの時点で債

権者がたまたま、寺田委員や何かが御質問になり

ましたけれども、たまたまその登記書類を預かっ

てあるいはわかりにくいかもしま

せんが、そういうふうなことも含めまして裏から

書いておると、こうしたことでございます。

○円山雅也君 そうしますと、たとえば普通の民

法の理論でいけば予約完結の意思表示や何かをす

と。お説のように、確かに担保提供者と債務者が

連います場合に、清算金等の関係はこれは担保提

供者の方にいくわけでございます。もちろん、そ

の内容、先ほど寺田委員の御質問ありましたよう

な債権の額というふうなものになってしまいますと、

必ずしも担保提供者が熟知しているわけでもない

関係があるわけでございます。もちろん、そ

うときには人の債務のために担保を提供している

ものでございますから、当然通知が債務者から参

りますれば債務者にその点を確認して処置をする

というふうに行動するであろう、こういうことを

期待しておるわけでございます。

○円山雅也君 わかりました。その「又は」とい

うのをちょっと確認したかっただけでございま

す。

それから、同じく第二条の第一項の一番末尾の

「二月を経過しなければ、その所有権の移転の効

力は、生じない。」という意味ですが、これは裏返せば、逆に二ヶ月たてば一応実体的な所有権は移

るというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 一般的にはそうなん

でございますけれども、それなら、なぜ、こう持つて回ったような書き方をしたかと申しますと、こ

れは後であるいは御質問があるかもしれません

○円山雅也君 そうしますと、いずれにしても二

月たって所有権が移つたといたしますね、実体

的な所有権が。そうすると所有者に残されている

ものは、債務者に残されている方は、三条の二項

で清算金と引きかえに、登記、引き渡しは清算金

と引きかえの同時履行の抗弁が残されるわけです

ね。そうしますと、同時履行の抗弁だけが残つて

いるという前提で考えますと、もしさの時点で債

権者がたまたま、寺田委員や何かが御質問になり

ましたけれども、たまたまその登記書類を預かっ

てあるいはわかりにくいかもしま

せんが、そういうふうなことも含めまして裏から

書いておると、こうしたことでございます。

○円山雅也君 そうしますと、たとえば普通の民

法の理論でいけば予約完結の意思表示や何かをす

と。お説のように、確かに担保提供者と債務者が

連います場合に、清算金等の関係はこれは担保提

供者の方にいくわけでございます。もちろん、そ

の内容、先ほど寺田委員の御質問ありましたよう

な債権の額というふうなものになってしまいますと、

必ずしも担保提供者が熟知しているわけでもない

関係があるわけでございます。もちろん、そ

うときには人の債務のために担保を提供している

ものでございますから、当然通知が債務者から参

りますれば債務者にその点を確認して処置をする

というふうに行動するであろう、こういうことを

期待しておるわけでございます。

○円山雅也君 そうしますと、たとえば普通の民

法の理論でいけば予約完結の意思表示や何かをす

と。お説のように、確かに担保提供者と債務者が

連います場合に、清算金等の関係はこれは担保提

供者の方にいくわけでございます。もちろん、そ

の内容、先ほど寺田委員の御質問ありましたよう

な債権の額というふうなものになってしまいますと、

必ずしも担保提供者が熟知しているわけでもない

関係があるわけでございます。もちろん、そ

うときには人の債務のために担保を提供している

ものでございますから、当然通知が債務者から参

りますれば債務者にその点を確認して処置をする

というふうに行動するであろう、こういうことを

期待しておるわけでございます。

○円山雅也君 そうしますと、たとえば普通の民

法の理論でいけば予約完結の意思表示や何かをす

と。お説のように、確かに担保提供者と債務者が

連います場合に、清算金等の関係はこれは担保提

供者の方にいくわけでございます。もちろん、そ

の内容、先ほど寺田委員の御質問ありましたよう

な債権の額というふうのものが、ついでに登記の効力が生ずるわけですが、それはいつからですか

○円山雅也君 つまり勝手に登記した場合、二ヶ月後です

ね。そうしますと、同時履行の抗弁だけが残つて

いるという前提で考えますと、もしさの時点で債

権者がたまたま、寺田委員や何かが御質問になり

ましたけれども、たまたまその登記書類を預かっ

てあるいはわかりにくいかもしま

せんが、そういうふうなことも含めまして裏から

書いておると、こうしたことでございます。

○円山雅也君 そうしますと、たとえば普通の民

法の理論でいけば予約完結の意思表示や何かをす

と。お説のように、確かに担保提供者と債務者が

連います場合に、清算金等の関係はこれは担保提

供者の方にいくわけでございます。もちろん、そ

の内容、先ほど寺田委員の御質問ありましたよう

な債権の額というふうのものが、ついでに登記の効力が生ずるわけですが、それはいつからですか

○円山雅也君 つまり勝手に登記した場合、二ヶ月後です

ね。そうしますと、同時履行の抗弁だけが残つて

いるという前提で考えますと、もしさの時点で債

権者がたまたま、寺田委員や何かが御質問になり

ましたけれども、たまたまその登記書類を預かっ

てあるいはわかりにくいかもしま

せんが、そういうふうなことも含めまして裏から

書いておると、こうしたことでございます。

○円山雅也君 そうしますと、たとえば普通の民

法の理論でいけば予約完結の意思表示や何かをす

と。お説のように、確かに担保提供者と債務者が

連います場合に、清算金等の関係はこれは担保提

供者の方にいくわけでございます。もちろん、そ

の内容、先ほど寺田委員の御質問ありましたよう

な債権の額というふうのものが、ついでに登記の効力が生ずるわけですが、それはいつからですか

○円山雅也君 つまり勝手に登記した場合、二ヶ月後です

ね。そうしますと、同時履行の抗弁だけが残つて

いるという前提で考えますと、もしさの時点で債

権者がたまたま、寺田委員や何かが御質問になり

ましたけれども、たまたまその登記書類を預かっ

てあるいはわかりにくいかもしま

せんが、そういうふうなことも含めまして裏から

書いておると、こうしたことでございます。

○円山雅也君 そうしますと、たとえば普通の民

法の理論でいけば予約完結の意思表示や何かをす

と。お説のように、確かに担保提供者と債務者が

連います場合に、清算金等の関係はこれは担保提

供者の方にいくわけでございます。もちろん、そ

の内容、先ほど寺田委員の御質問ありましたよう

な債権の額というふうのものが、ついでに登記の効力が生ずるわけですが、それはいつからですか

○円山雅也君 つまり勝手に登記した場合、二ヶ月後です

ね。そうしますと、同時履行の抗弁だけが残つて

いるという前提で考えますと、もしさの時点で債

権者がたまたま、寺田委員や何かが御質問になり

ましたけれども、たまたまその登記書類を預かっ

てあるいはわかりにくいかもしま

せんが、そういうふうなことも含めまして裏から

書いておると、こうしたことでございます。

○円山雅也君 そうしますと、たとえば普通の民

法の理論でいけば予約完結の意思表示や何かをす

と。お説のように、確かに担保提供者と債務者が

連います場合に、清算金等の関係はこれは担保提

供者の方にいくわけでございます。もちろん、そ

の内容、先ほど寺田委員の御質問ありましたよう

な債権の額というふうのものが、ついでに登記の効力が生ずるわけですが、それはいつからですか

○円山雅也君 つまり勝手に登記した場合、二ヶ月後です

ね。そうしますと、同時履行の抗弁だけが残つて

いるという前提で考えますと、もしさの時点で債

権者がたまたま、寺田委員や何かが御質問になり

ましたけれども、たまたまその登記書類を預かっ

てあるいはわかりにくいかもしま

せんが、そういうふうなことも含めまして裏から

書いておると、こうしたことでございます。

○円山雅也君 そうしますと、たとえば普通の民

法の理論でいけば予約完結の意思表示や何かをす

と。お説のように、確かに担保提供者と債務者が

連います場合に、清算金等の関係はこれは担保提

ございます。ただこの法律で考えておりますのは、二ヵ月を経過しなければ所有権が移転しないわけでござりますから、その以前に預かっておる書類で勝手にその登記をやつていればこれは絶対無効ということになるわけでございます。これは実際この二ヵ月と申しますのはいろいろのことを考えましては大体高利貸しの、町の金融機関の貸借の場合でも最低一月が多いわけでございます。それ以下になつてしまりますと不動産を担保に出すというふうなことはおよそないわけでございます。御承知のとおり登記をいたしました前には印鑑証明書が要るわけでございますが、これが有効期間が発行してから三ヵ月になつておるわけでございましてその月の月末に債務期限を決めまして月末に債務不履行になればとたんに所有権が移転するというふうな契約をされておりますと、月初めから勘定して二ヵ月というのがちょうど三ヵ月未満の日になるわけでござりますから、そのときには印鑑証明書はまだ三ヵ月来てない場合もござりますから、勝手に登記ができるということもありますからでございます。しかし、不動産を担保に出して貸借をやる以上は一月末満の貸借期間といふふうなものでやることはまずなかろうと、これは実態調査の方からもそういうふうに考えていいと思うのであります。そういたしますと、従来のように事前にとつておつて、そしてその書類だけで、つまり債務者の知らないうちに、担保提供者の知らないうちに登記がされてしまうというケースはますなからうというふうに考えておるわけでございます。そういう意味からこの法律で同時に履行の抗弁権を与えておきますれば改めてそういう印鑑証明書の請求があつてもそれを拒否できるということになつて債務者の保護を図れるのじやないかという、かような考え方であるわけでございます。

権を取得したときは、この限りでない。」、寺田委員が問題にされていましたこの条文に引っかかるのですけれども、もし実体権も取得して登記も有効となるならば自分の物に完全になるので、あとは受け戻し権しか残らないと、この法律で、ますます、第三者にそれを譲つたって当然に第三者は完全な権利を取得するのだから、この受け戻し権で第三者に移ったときにはこの限りでないといふのは何か余り意味がない。つまりそこのかね合ひなんですがね、ちょっとどう表現したらいいかな。先ほど局長、つまり同時履行の抗弁権を放棄して第三者に移ったよ的なときのみこの「第三者が所有権を取得したときは、この限りでない。」という条文が生きると、そのような場合にのみ生きるのだという例を出されましたけれども、いまもし同時に抗弁権なんか放棄しなくとも完全に実体所有権がいって登記も有効だというなら第三者に当然移れますわな。そうするとこの十二条でその場合は受け戻し権は及ばないという、第三者的権利を介してまでも受け戻し権及ばないという意味が生きてくるわけですよ。だから必ずしも同時に抗弁権を放棄した場合にのみ限らなければ、すべての場合に生きてくるのじゃないですか、この第三者者が。

の場合として、前に預けてある書類を利用しても、いうこともそれは絶無とは法律的には申しませんけれども、そのほとんど大部分の場合には同時履行の抗弁権をこの担保提供者が行使せずに清算金を受け取つてないわけでござりますから、受け取らざに登記だけが向こうに移るということとございませんから、したがつて同時履行の抗弁権を行使しない場合でなからうか、こういう意味で申し上げました。だから先ほど申し上げましたように、最初金を貸すときに書類を取つておきましても、この法律ができ上りますと、もうほとんど全部と言つて一いくらい有効な移転登記が受けたわけでございます。だから先ほど申し上げましたように、最初金を貸すときに書類を取つておきまして、が後になつたのでござります。そうすると、改めて債権者の方から債務者に印鑑証明書なりよがりでござります。つまり、その取つておつた書類が後になつたのでござります。したがつて第三者にも売れぬ、こういうことになるわけがござりますが、それが何らかの理由で債権者に清算金が支払われないままに移転登記されているというのは、つまり担保提供者の方が同時履行の抗弁権を放棄して清算金はいまだなくてあると結構ですということと、登記に協力したといふことではなかろうかと、こういうふうに申し上げたわけでございます。

時間がありませんのであと先に質問に入りますが、十一条の方ですが戻りますけれども、「法定借地権」、これは建物のみを担保に取った場合の規定は建物のみの場合と土地のみの場合と両方やっていますね。これは土地だけについて規定をされまして、建物のみを担保に取った場合の規定を意識的に外されましたけれども、この外した理由は何かあるのでございましょうか。

○政府委員(菅川保一君) この民法のいわゆる法定地上権は抵当権の実行があつた場合の規定として置かれておるわけでございまして、たとえば一般の無担保の債権者が土地について競売して競落が出てきたというふうな場合は、現行法は法定地上権のようないくつかの法典の規定でござります。したがいまして率直に申しますと、この仮登記担保の関係だけにつきまして民法の特殊な例として法定借地権の制度を設けることが法制の整合性と申しますか、均衡上どうだろうかということをいろいろ考えたのでございますが、しかしながら国会に提案いたしております民事執行法案の中におきまして強制執行の場合、それから競売法の競売の場合、現行法流に申しますと、そういう場合にもやはり法定地上権の規定を設けることにいたしましたこともございまして、そこで全般的な意味から言えれば若干均衡上問題があるけれども、少なくとも必要最小限度にこの仮登記の法案においては法定借地権の制度を設けようと、こういうことで考えたわけでございます。そこで必要最小限度の場合というのはどういうことかと申しますと、結局その土地だけが仮登記担保になりますて、そしてそれが債権者に所有権が移転したということになりますと、多くの場合にはその上にある建物に住んでおるのは債務者なんでございます。ところがその土地の所有権が第三者債権者に移った関係で建物の所有者、債務者が土地について権利を持たないことになつて追い立てを食つてゐるということが非常に多いわけでございます。したがつて、債務不履行になつて土地を取られるのはしないがないといったしましても、その後住んでおる家

まで追っ払われるということはいかにも債務者にとっては氣の毒なことでございまして、その面をやはり保護をする必要があるだろうというふうに考えまして、土地に仮登記がある場合について建物の所有者は法定借地権を持つということにして債務者の保護を考えたわけでございます。

逆の場合はどうかと、建物について仮登記担保を使いまして土地については使ってないという場合にはこの十条では法定借地権は認めてないわけございます。これはまことに法律的に均衡上どうかという御批判はあるうかと思ひますけれども、建物について仮登記担保を使ってそれが債務不履行のために債務者のものと所有権が移ったということになりました場合には、法定借地権がどういうことになるのかと、建物については法定借地権としてはそこに認められることになるのはこれはやむを得ないことでございます。したがつて、債務者保護の観点から考えますと、その場合は必要がないということになるわけでございます。ただ一点、その建物について法定借地権の制度を設けますと、確かに債権者としては便利であることは便利なんですが、その辺のところはさつき申しましたように、法律がそこまで干渉しなくても債権者としては強い立場にあるわけでございますから、したがつて、建物だけについてそういう仮登記担保をつける際には当然実行のといいますか、そういう場合の手当は債権者としてするであろう、こういうふうに考えまして、法律は特にその場合おせつかいをやいて債権者を保護する必要はないからもうと、こういう考え方でございます。

○円山雅也君 わかりました。要は債務者保護をむしる中心にということですね。  
そこでこの十条の、これ一つで終わります。法定借地権が発生した場合に「その存続期間及び借賃は、当事者の請求により、裁判所が定める。」という規定になつております。そうすると、たとえば存続期間、借賃以外の範囲とかそれからまたは使用目的とかそれから借賃の支払い方法とか細かい点で当事者間に意見が分かれた場合、これは

やっぱり裁判所に申し立てれば裁判所が判断できるのでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 率直に申し上げまし

て、私もいま御指摘のその法定借地権、これは民法の法定地上権の場合も同じでございますが、そ

の範囲については一体どうなるのかという問題があつたわけでございます。伝統的な法定地上権につ

いての解釈は、範囲は客観的に決まっておるのだから、これがいわば客観的に決まっておるこ

とでございますので裁判所がそれを決めるという筋合のものではない。範囲が当事者間で争いに

なった場合には当然その客観的に決まっておるこ

とを裁判所は確認すればいいのだ。そういう意味

では訴訟で決めることだというふうに言われてお

るわけでございます。私はそういうこともござい

ますけれども、やはりさらにその点は検討しなけりやいけないのじやないかというような感じはいたしますけれども、そういうふうな通説判例上訴

訟で決めることだとなつていてそれをこちらで非

訟事件の手続でやるということにするのは、これ

はやっぱり憲法問題が出てまいるわけでございま

す。そういうことからこの面はやはり現行の解釈

判例に従つておいた方が無難ということで、ここ

で存続期間と借賃だけを非訟事件の手続で裁判所

がめんどうを見るということにしておるわけでござります。ただいま御指摘の借賃の支払い時期と

いうふうなものは、この借賃を決める際に当然裁

判所が決めるということございます。

それから使用目的につきましては、これは御承

知のとおり借地権につきまして堅固な建物所有を

目的とするか非堅固な建物を目的とするかといいうものをそれじゃ倉庫に使うというふうにする場

合にはどうするかと、これが現行の借地契約の中

て、この場合には建物はあるわけでございますが

らそのままの状態で、その使用は住宅に使ってお

るものを使つても構いませんが、特約のない限りは使用目的

約で住宅以外に使ってはならぬとなつてある場合

にはこの法定借地権の関係ではそれは対抗の問題になつてしまりますので遮断されると、こういうふうに考えておるわけでございます。したがつて

使用目的について裁判所がめんどうを見ると、関係はこの限りではないだろうと、こういうふうにあります。

○円山雅也君 終わります。

○委員長(中尾辰義君) 本案に対する本日の審査はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時散会

四月二十日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月七日)

一、人質による強要行為等の処罰に関する法律案

四月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第四三七三号)(第四四二〇号)(第四四四八号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第四四五〇三号)

四月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第四三七三号)(第四四二〇号)(第四四四八号)

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都北区十条仲原二ノ四ノ五  
土田千恵子

紹介議員 索谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都板橋区大和町二六ノ一〇本  
町トーホーハイム内 小野寺幸子

紹介議員 索谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都板橋区加賀二ノ一一ノ  
佐藤栄里子

紹介議員 索谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都北区中十条二ノ三ノ一四  
金井チヨノ

紹介議員 索谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第四四八号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四四九号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四五〇号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四五一年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四五二号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四五三年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四五四年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四五五年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四五六年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四五七年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四五八年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四五九年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四六〇号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四六一年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四六二号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四六三年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四六四年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四六五年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四六六年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四六七年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四六八年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四六九年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四七〇号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四七一年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四七二号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四七三年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四七四年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四七五年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四七六年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四七七年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四七八年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四七九年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四八〇号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四八一年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四八二号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四八三年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四八四年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四八五年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四八六年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四八七年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四八八年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四八九年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九一年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九二号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九三年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九四年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九五年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九六年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九七年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九八年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九九年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇〇号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇二号 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇三年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇四年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇五年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇六年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇七年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇八年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇九年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一一年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一二年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇三年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇四年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇五年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇六年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇七年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇八年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇九年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一一〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一二〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一三〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一四〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一五〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一六〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一七〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一八〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇一九〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇二〇〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇二一〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇二二〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇二三〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇二四〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇二五〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇二六〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇二七〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇二八〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇二九〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員 索谷 照美君	この請願の趣旨は、第五六号と同じである。
第四九〇二九〇年 昭和五十三年四月十二日受理	紹介議員	

第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行（第百六十八条—第百七十三条）

第三章 仮差押え及び仮処分の執行（第百七十一条—第一百八十条）

第四章 担保権の実行としての競売等（第百八十二条—第一百九十五条）

第五章 罰則（第一百九十六条—第一百九十八条）

附則

## 第一章 総則

(趣旨)

第一条 強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、

担保権の実行としての競売並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価

のための競売（以下「民事執行」と総称する。）

については、他の法令に定めるものほか、こ

の法律の定めるところによる。

（執行機関）

第二条 民事執行は、申立てにより、裁判所又は

執行官が行う。

（任意的口頭弁論）

第三条 裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行なうべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする。

（執行裁判所）

第四条 執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

（審尋）

第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。

（執行官等の職務の執行の確保）

第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。

2 執行官以外の者で執行裁判所の命令により民

事執行に関する職務を行なうものは、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、執行官に対し、援助を求めることができる。

（立会人）

第七条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときは、同様とする。

（休日又は夜間の執行）

第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。

（執行機関）

第二条 民事執行は、申立てにより、裁判所又は

執行官が行う。

（任意的口頭弁論）

第三条 裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行なうべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする。

（執行裁判所）

第四条 執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

（審尋）

第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。

（執行官等の職務の執行の確保）

第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。

（執行裁判所）

第七条 執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

（審尋）

第八条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。

（執行官等の職務の執行の確保）

第九条 執行官等は、職務を執行する場合には、自身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（執行抗告）

第十条 民事執行の手続に関する裁判に対しても、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をすることができる。

（身分証明書等の携帯）

第十二条 民事執行の手続を取り消す旨の決定に對しては、執行抗告をすることができる。民事執行の手続を取り消す執行官の処分に對する執

5 抗告人が第三項の規定による執行抗告の理由書の提出をしなかつたとき、執行抗告の理由の記載が明らかに前項の規定に違反しているとき、又は執行抗告が不適法であつてその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、執行抗告を却下しなければならない。

6 抗告裁判所は、執行抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで原裁判の執行の停止若しくは民事執行の手続の全部若しくは一部の停止を命じ、又は担保を立てさせてこれらの続行を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、これらの処分を命ずることができる。

7 抗告裁判所は、抗告状又は執行抗告の理由書に記載された理由に限り、調査する。ただし、原裁判に影響を及ぼすべき法令の違反又は事実の誤認の有無については、職権で調査することができる。

8 第五項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

（費用の予納等）

第十三条 民事訴訟法第七十九条第一項の規定に對しては、執行抗告をすることができる。

5 ところにより記載しなければならない。

6 抗告人が第三項の規定による執行抗告の理由書の提出をしなかつたとき、執行抗告の理由の記載が明らかに前項の規定に違反しているとき、又は執行抗告が不適法であつてその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、執行抗告を却下しなければならない。

7 前項の規定により執行抗告をすることができる裁判は、確定しなければその効力を生じない。

8 第五項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

9 第六項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

10 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第十四条 執行裁判所に對し民事執行の申立てをするときは、申立て人は、民事執行の手続に必要な費用として執行裁判所の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合において、執行裁判所が不足する費用の予納を命じたときも、同様とする。

11 第五百二十九条の規定は、執行抗告をすることができる裁判が確定した場合について準用する。

2 前条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

3 前項の規定により申立てを却下する決定に対する抗告状に執行抗告の理由の記載がないときは、抗告人は、抗告状を提出した日から一週間以内に、執行抗告の理由書を原裁判所に提出しなければならない。

4 執行抗告の理由は、最高裁判所規則で定める。

（取消決定等に対する執行抗告）

2 民事訴訟法第百十三条规定は、第百十五条规定及び第百

第十二条 民事執行の手続を取り消す旨の決定に對しては、執行抗告をすることができる。民事執行の手続を取り消す執行官の処分に對する執

行異議の申立てを却下する裁判又は執行官に民事執行の手続の取消しを命ずる決定に對しても、同様とする。

第十三条 民事訴訟法第七十九条第一項の規定に對しては、執行抗告をすることができる。

2 前項の規定により執行抗告をすることができる裁判は、確定しなければその効力を生じない。

（代理人）

第十四条 執行裁判所に對し民事執行の申立てをするときは、申立て人は、民事執行の手続に必要な費用として執行裁判所の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合において、執行裁判所が不足する費用の予納を命じたときも、同様とする。

2 基本的に執行裁判所の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合は、執行裁判所は、民事執行の申立てを却下し、又は民事執行の手続を取り消すことができる。

3 前項の規定により申立てを却下する決定に対する抗告状に執行抗告の理由の記載がないときは、抗告人は、抗告状を提出した日から一週間以内に、執行抗告の理由書を原裁判所に提出しなければならない。

4 執行抗告の理由は、最高裁判所規則で定める方法によらなければならぬ。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

十六条の規定は、前項の担保について準用する。

(送達の特例)

第十六条 民事執行の手続について、執行裁判所に申し立て、申出若しくは届出をし、又は執行裁判所から文書の送達を受けた者は、その住所、居所、営業所又は事務所を変更したときは、

その旨を執行裁判所に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をしない者に対する文書の送達は、事件の記録に表れたその者の住所、居所、営業所又は事務所にあって書留郵便にて発送すれば足りる。

3 民事訴訟法第百七十条の規定は第一項に規定する者について、同法第百七十三条の規定は前項の規定による送達及びこの項において準用する同法第百七十条第二項の規定による送達について準用する。

(民事執行の事件の記録の閲覧等)  
第十七条 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、閲覧又は謄写については、執行裁判所の執務に支障があるときは、この限りでない。  
(官厅等に対する援助請求等)

第十八条 民事執行のため必要がある場合には、執行裁判所は、官厅又は公署に対し、援助を求めることができる。  
2 前項に規定する場合には、執行裁判所又は執行官は、民事執行の目的である財産に対して課される租税その他の公課について、所管の官厅又は公署に対し、必要な証明書の交付を請求することができる。  
3 前項の規定は、民事執行の申立てをしてをしようとする者がその申立てのため同項の証明書を必要とする場合について準用する。

(専属管轄)  
第十九条 この法律に規定する裁判所の管轄は、

専属とする。

(民事訴訟法の準用)

第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続については、民事訴訟法の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、民事執行の手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第二章 強制執行

### 第一節 総則

(債務名義)

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの(以下「債務名義」という。)により行う。

一 確定判決

二 仮執行の宣言を付した判決

三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判(確定しなければその効力を生じない裁判)にあっては、確定したものに限る。)

(民事執行の宣言を付した支払命令)

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの(以下「執行証書」という。)

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決(強制執行の実施)

又は仲裁判断

七 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

(強制執行をすることができる者の範囲)

八 確定した執行判決のある外国裁判所の判決(強制執行の実施)

又は仲裁判断

九 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

(強制執行をすることができる者の範囲)

十 確定した執行判決のある外国裁判所の判決(強制執行の実施)

又は仲裁判断

十一 確定した執行判決のある外国裁判所の判決(強制執行の実施)

又は仲裁判断

人(前条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継人)

執行証書による強制執行は、執行証書に表示された当事者又は執行証書作成後のその承継人に對し、若しくはこれらの者のためにすることができる。

3 第一項に規定する債務名義による強制執行は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者に対しても、することができる。

(外国裁判所の判決の執行判決)

2 第一項に規定する債務名義による強制執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えは、裁判の当否を調査しないでしなければならない。

2 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。

3 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないと、又は民事訴訟法第二百条各号に掲げる条件を具備しないときは、却下しなければならない。

4 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。

2 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払命令の正本を更に交付する場合について準用する。

(債務名義等の送達)

第二十九条 強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたとき限り、開始することができる。第二十七

条の規定により執行文が付与された場合においては、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

(期限の到来又は担保の提供に係る場合の強制執行)

三十条 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。

2 担保を立てるなどを強制執行の実施の条件とする債務名義による強制執行は、債権者が担保を立てたことを公文書により証明したときに限り、開始することができる。

(反対給付又は他の給付の不履行に係る場合の

合に、その旨を債務名義の正本の末尾に付記する方法により行う。

第二十七条 請求が債権者の證明すべき事実の到来に係る場合においては、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

2 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文は、その者に対し、又はその者のために強制執行をすることができ。又はその者のために強制執行をする文書を提出したとき限り、付与することができる。

3 第一項に規定する債務名義による強制執行は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者に対しても、することができる。

(執行文の再度付与等)

2 債務名義に表示された債務名義の正本が数通必要であるとき、又は債権者がそのことを証する文書を提出したとき限り、付与することができる。

3 第一項の規定は、仮執行の宣言を付した支払命令の正本を更に交付する場合について準用する。

(執行文の再度付与等)

2 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払命令の正本を更に交付する場合について準用する。

(強制執行の実施)

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、仮執行の宣言を付した支払命令により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

(強制執行の実施)

2 執行文は、申立てにより、執行証書

以外の債務名義について事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書については、その原本を保存する公証人が付与する。

2 執行文の付与は、債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる場

## (強制執行)

第三十一条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証明したときに限り、開始することができる。

2 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達することができない場合に、他の給付に代えてすべきものであるときは、強制執行は、債権者が他の給付について強制執行の目的を達することができなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

(執行文の付与等に関する異議の申立て)

第三十二条 執行文の付与の申立てに関する処分

に対しては、裁判所書記官の処分にあつてはその裁判所書記官の所属する裁判所に、公証人の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができる。

2 執行文の付与に対し、異議の申立てがあつたときは、裁判所は、異議についての裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又は担保を立てさせてその続行を命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分を命ずることができる。

3 第一項の規定による申立てについての裁判及び前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ない立てることができない。

4 前項に規定する裁判に対しても、不服を申し立てることができる。

5 前各項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

(執行文付与の訴え)

第三十三条 第二十七条に規定する文書の提出をすることができないときは、債権者は、執行文の付与を求めるために、執行文付与の訴え提起することができる。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所に管轄する。

## 一 第二十二条第一号 第一审裁判所

から第三号まで又は第六号に掲げる債務名義及び同条第七号

に掲げる債務名義のうち次号に掲げるもの

## 二 第二十二条第四号 仮執行の宣言を付したに掲げる債務名義及び同条第七号に掲げる債務名義のうち和解又は調停(上級裁判所において成立し和解及び調停を除く)に係るもの

裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所(仮執行の宣言を付した支払命令又は簡易裁判所において成立した和解若しくは調停に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)

3 第二十二条第五号 債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所(この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する裁判所)

4 第二十二条第六号 債務者の普通裁判籍の請求異議の訴え提起があつた場合において、異議のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点について説明があつたときは、受訴裁判所は、申立てにより、終局判断において次条第一項の裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てさせて強制執行の続行を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分をすることができる。

5 前項の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ない立てることができる。

(執行文付与に対する異議の訴え)

第三十四条 第二十七条の規定により執行文が付与された場合において、債権者の証明すべき事実の到来したこと又は債務名義に表示された当事者以外の者に対し、若しくはその者のために強制執行をすることができることについて異議

の正本に基づく強制執行の不許を求めるために、執行文付与に対する異議の訴えを提起することができる。

2 异議の事由が数個あるときは、債務者は、同時に、これを主張しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(請求異議の訴え)

第三十五条 債務名義(第二十二条第二号又は第四号に掲げる債務名義で確定前のものを除く)において同じくに係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判所において異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、

2 异議の訴え又は請求異議の訴えについての裁判において同じくに係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判所において異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、

3 第一項の規定による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴え又は請求異議の訴えについての裁判においては、不服を申し立てることができない。

4 前項の規定により定められた期間を経過したとき、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

5 第一項又は第三項の申立てについての裁判においては、不服を申し立てることができない。

(終局判決における執行停止の裁判等)

第三十七条 受訴裁判所は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判決において、前条第一項に規定する処分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができる。

2 前項の規定による裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

3 第三十三条第二項及び前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判)

第三十六条 執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の提起があつた場合において、異議のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点について説明があつたときは、受訴裁判所は、申立てにより、終局判断において次条第一項の裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てさせて強制執行の続行を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

2 前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

3 第一項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

4 前二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

(強制執行の停止)

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

1 債務名義(執行証書を除く)若しくは仮執行

行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さな

い旨を記載した執行力のある裁判の正本  
二 債務名義に係る和解、認諾又は調停の効力  
がないことを宣言する確定判決の正本

三 第二十二条第二号から第四号までに掲げる  
債務名義が訴えの取下げその他の事由により  
効力を失つたことを証する調書の正本その他  
の裁判所書記官の作成した文書

四 強制執行をしない旨又はその申立てを取り  
下げる旨を記載した裁判上の和解又は調停の  
調書の正本

五 強制執行を免れるための担保を立てたこと  
を証する文書

六 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命  
ずる旨を記載した裁判の正本

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載し  
た裁判の正本

八 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受  
け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した  
文書

九 前項第八号に掲げる文書のうち弁済を受けた  
旨を記載した文書の提出による強制執行の停止  
(執行処分の取消し)

第十条 前条第一項第一号から第六号までに掲  
げる文書が提出されたときは、執行裁判所又は  
執行官は、既にした執行処分を取り消さなけ  
ればならない。

第十二条の規定は、前項の規定により執行処  
分を取り消す場合については適用しない。  
(債務者が死亡した場合の強制執行の続行)  
第四十一条 強制執行は、その開始後に債務者が  
死亡した場合においても、続行することができ  
る。

2 前項の場合において、債務者の相続人の存在  
又はその所在が明らかでないときは、執行裁判  
所は、申立てにより、相続財産又は相続人のた  
めに、特別代理人を選任することができる。

所は、申立てにより、相続財産又は相続人のた  
めに、特別代理人を選任することができる。  
三 民事訴訟法第五十六条第二項から第四項まで  
の規定は、前項の特別代理人について準用する。  
(執行費用の負担)

第四十二条 強制執行の費用で必要なもの。(以下  
「執行費用」という。)は、債務者の負担とする。

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制  
執行にあつては、その登記をするべき地)を管轄  
する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

3 建物が数箇の地方裁判所の管轄区域にまたが  
つて存在する場合には、その建物に対する強制  
執行については建物の存する土地の所在地を管  
轄する各地方裁判所が、その土地に対する強制  
執行については土地の所在地を管轄する地方裁  
判所又は建物に対する強制執行の申立てを受け  
た地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の  
申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決  
定に係る強制競売若しくは競売の手続が取り消  
されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の  
執行にあつては、その登記をするべき地)を管轄  
する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

3 在り立てるべき手続を執行する場合は、執行  
裁判所は、強制執行の基本となる債務名義(執行  
証書を除く。)を取り消す旨の裁判又は債務名義に係る  
和解、認諾若しくは調停の効力がないことを宣  
言する判決が確定したときは、債権者は、支払  
を受けた執行費用に相当する金銭を債務者に返  
還しなければならない。

4 第一項の規定により債務者が負担すべき執行  
費用で第二項の規定により取り立てられたもの  
以外のもの及び前項の規定により債権者が返還  
すべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所  
が定める。

5 前項の申立てについての決定に対しては、執  
行抗告をすることができる。

6 第四項の規定による決定は、確定しなければ  
その効力を生じない。

7 民事訴訟法第一百条第二項、第一百一条第一項及  
び第一百五条の規定は、第四項の申立てについて  
準用する。

## (開始決定等)

第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開  
始するには、強制競売の開始決定をし、その開  
始決定において、債権者のために不動産を差し  
押さえる旨を宣言しなければならない。

2 前項の開始決定は、債務者に送達しなければ  
ならない。

3 強制競売の申立てを却下する裁判に対しても  
は、執行抗告をすることができる。

4 先の開始決定に係る強制競売又は競売の手續  
が停止されたときは、執行裁判所は、申立てに  
より、後の強制競売の開始決定(配当要求の終  
期までにされた申立てに係るものに限る。)に基  
づいて手続を続行する旨の裁判をすることがで  
きる。ただし、先の開始決定に係る強制競売又  
は競売の手續が取り消されたとすれば、第六十  
二条第二号に掲げる事項について変更が生ずる  
ときは、この限りでない。

5 前項の申立てを却下する決定に対しては、執  
行抗告をすることができる。

6 第四十六条 差押さえの効力は、強制競売の開始決  
定が債務者に送達された時に生ずる。ただし、  
差押さえの登記がその開始決定の送達前にされた  
ときは、登記がされた時に生ずる。

2 差押さえは、債務者が通常の用法に従つて不動  
産を使用し、又は収益することを妨げない。

(二重開始決定)

7 第四十七条 強制競売又は担保権の実行としての  
競売(以下この節において「競売」という。)の  
開始決定がされた不動産について強制競売の申  
立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制  
競売の開始決定をするものとする。

2 先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の  
申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決  
定に係る強制競売若しくは競売の手続が取り消  
されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の  
開始決定に基づいて手続を続行しなければなら  
ない。

3 前項の場合において、後の強制競売の開始決  
定が配当要求の終期後の申立てに係るものであ  
るときは、執行裁判所は、新たに配当要求の終  
期を定めなければならない。この場合において、  
既に第五十条第一項(第一百八十八条において準  
用する場合を含む。)の届出をした者に対して  
は、第四十九条第二項の規定による催告は、要  
しない。

4 前項の場合において、後の強制競売の開始決  
定が配当要求の終期後の申立てに係るものであ  
るときは、執行裁判所は、申立てに  
より、後の強制競売の開始決定(配当要求の終  
期までにされた申立てに係るものに限る。)に基  
づいて手続を続行する旨の裁判をすることがで  
きる。ただし、先の開始決定に係る強制競売又  
は競賣の手續が取り消されたとすれば、第六十  
二条第二号に掲げる事項について変更が生ずる  
ときは、この限りでない。

5 前項の申立てを却下する決定に対しては、執  
行抗告をすることができる。

6 第四十八条 強制競売の開始決定がされたとき  
は、裁判所書記官は、直ちに、その開始決定に  
係る差押さえの登記を漏託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による漏託に基づいて  
差押さえの登記をしたときは、その登記簿の謄本  
を執行裁判所に送付しなければならない。

(開始決定及び配当要求の終期の公告等)

第四十九条 強制競売の開始決定に係る差押さえの  
登記をしたときは、その登記簿の謄本を執行  
裁判所に送付しなければならない。

効力が生じた場合(その開始決定前に強制競売又は競売の開始決定がある場合を除く。)においては、執行裁判所は、物件明細書の作成までの手続に要する期間を考慮して、配当要求の終期を定めなければならない。

- 2 配当要求の終期が定められたときは、裁判所書記官は、開始決定がされた旨及び配当要求の終期を公告し、かつ、次に掲げるものに對し、債権(利息その他の附帯の債権を含む。)の存否並びにその原因及び額を配当要求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨を催告しなければならない。

- 一 第八十七条第一項第三号に掲げる債権者

- 二 第八十七条第一項第四号に掲げる債権者(抵当証券の所持人にあつては、知っている所持人に限る。)

- 三 租税その他の公課を所管する官庁又は公署

- 4 執行裁判所は、特に必要があると認めるときは、配当要求の終期を延期することができる。

- 4 前項の規定により配当要求の終期が延期されたときは、裁判所書記官は、延期後の終期を公

- 3 告しなければならない。

- (催告を受けた者の債権の届出義務)  
第五十条 前条第二項の規定による催告を受けた同項第一号又は第二号に掲げる者は、配当要求の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない。

- 2 前項の届出をした者は、その届出に係る債権の元本の額に変更があったときは、その旨の届出をしなければならない。

- 3 前二項の規定により届出をするべき者は、故意又は過失により、その届出をしなかつたとき、又は不実の届出をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。(配当要求)

- 第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本(以下「執行力のある債務名義の正本」という。)を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登

記後に登記された仮差押債権者及び第一百八十一  
条第一項各号に掲げる文書により一般の先取特

権を有することを証明した債権者は、配当要求

をすることができる。

- 2 配当要求を却下する裁判に対しても、執行抗

(配当要求の終期の変更)

- 第五十二条 配当要求の終期から、三月以内に売却許可決定がされないとき、又は三月以内にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失ったときは、配当要求の終期は、その終期から三月を経過した日に変更されたものとみなす。ただし、配当要求の終期から三月以内にされた売却許可決定が効力を失つた場合において、第六十七条の規定による次順位買受けの申出について売却許可決定がされたとき(その決定

が取り消され、又は効力を失つたときを除く。)は、この限りでない。

- (不動産の滅失等による強制競売の手続の取消し)

- 第五十三条 不動産の滅失その他売却による不動

- 産の移転を妨げる事情が明らかとなつたとき

- は、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

- (差押えの登記の抹消の嘱託)

- 第五十四条 強制競売の申立てが取り下げられたとき、又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その開始

- 決定に係る差押えの登記の抹消を嘱託しなけれ

- ばならない。

- 2 前項の規定による嘱託に要する登記免許税そ

- の他の費用は、その取下げ又は取消決定に係る

- 差押債権者の負担とする。

- (売却のための保全処分)

- 第五十五条 債務者又は不動産の占有者が、不動産の価格を著しく減少する行為をするとき、又はそのおそれがある行為をするときは、執行裁判所は、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く)

く。次条において同じ。)の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、その行為をする者に對し、これらの行為を禁止し、又は一定の行為を命ずることができる。

2 不動産を占有する債務者は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に對抗することができないものが前項の規定による命令に違反した場合において、特に必要があるときは、執行裁判所は、同項の命令を申立てた者の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせて、その命令に違反した者に對し、不動産に対する占有を解いて執行官に保管させるべきことを命ずることができる。

3 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前二項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前三项の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

5 第三項の規定による決定は、確定しなければならない。

6 第二項の規定による決定は、申立てに告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。

7 第二項の規定による決定は、相手方に送達される前であつても、執行することができる。

8 第一項若しくは第二項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用は、その不動産に対する強制競売の手続においては、共益費用ととする。

(地代等の代払の許可)

- 第五十六条 建物に対し強制競売の開始決定がされた場合において、その建物の所有を目的とする地上権又は質借権について債務者が地代又は借賃を支払わないとときは、執行裁判所は、申立てにより、差押債権者がその不払の地代又は借賃を債務者に代わって弁済することを許可する

ことができる。

2 前条第八項の規定は、前項の申立てに要した

費用及び同項の許可を得て支払った地代又は借

賃について準用する。

(現況調査)

第五十七条 執行裁判所は、執行官に對し、不動

産の形状、占有關係その他の現況について調査を命じなければならない。

2 執行官は、前項の調査をするに際し、不動産に立ち入り、又は債務者若しくはその不動産を占有する第三者に對し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる。

3 執行官は、前項の規定により不動産に立ち入る場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

(評価)

第五十八条 執行裁判所は、評価人を委任し、不動産の評価を命じなければならない。

2 評価人は、第六条第二項の規定により執行官に對し援助を求めるには、執行裁判所の許可を受けるなければならない。

3 前条第二項の規定は、評価人が評価をする場合について準用する。

(売却に伴う権利の消滅等)

第五十九条 不動産の上に存する先取特権、使用及び収益をしない旨の定めのある質権並びに抵當権は、売却により消滅する。

2 前項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は仮差押債権者に對抗することができない不動産に係る権利の取得は、売却によりその効力を失う。

3 不動産に係る差押え、仮差押の執行及び第一項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は仮差押債権者に對抗することができない仮処分の執行は、売却によりその効力を失う。

4 不動産の上に存する留置権並びに使用及び収益をしない旨の定めのない質権で第二項の規定の適用がないものについては、買受人は、これ

らによつて担保される債権を弁済する責めに任す。

5 利害関係を有する者が最低売却価額が定められた時までに第一項、第二項又は前項の規定と異なる合意をした旨の届出をしたときは、売却による不動産の上の権利の変動は、その合意に従う。

(最低売却価額の決定等)

第六十条 執行裁判所は、評価人の評価に基づいて最低売却価額を定めなければならない。

2 執行裁判所は、必要があると認めるときは、最低売却価額を変更することができる。

(一括売却)

第六十一条 執行裁判所は、相互の利用上不動産を他の不動産（差押債権者は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買い受けさせることが相当であると認めるときは、これらの不動産を一括して売却することを定めることができる。ただし、一個の申立てにより強制競売の開始決定がされた数個の不動産のうち、あるものの最低売却価額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがある場合には、債務者の同意があるとき

(物件明細書)

第六十二条 執行裁判所は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成し、一般の閲覧に供するため、その写しを執行裁判所に備え置かなければならぬ。

(剩余を生ずる見込みのない場合の措置)  
一 不動産の表示  
二 不動産に係る権利の取得及び仮処分の執行  
三 売却によりその効力を失わないもの  
上権の概要  
上権の開始決定に係る差押債権者をいう。

第六十三条 執行裁判所は、不動産の最低売却価額で執行費用のうち共益費用であるもの（以下「手続費用」という。）及び差押債権者（最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。）

ただし、第四十七条第四項の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。以下この条において同じ。）の債権に優先する債権（以下この条において「優先債権」という。）を弁済して剩余を生ずる見込みがないと認めるときは、その旨を差押債権者に通知しなければならない。

2 差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、手続費用及び優先債権の見込額を超える額（以下この条において「申出額」という。）を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。ただし、差押債権者がその期間内に同項の剩余を生ずる見込みがあることを証明したときは、この限りでない。

3 執行裁判所は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならない。

4 前項の場合においては、裁判所書記官は、売却すべき不動産の表示、最低売却価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。

(債務者の買受けの申出の禁止)

第六十四条 不動産の売却は、執行裁判所の定める売却の方法により行う。

2 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。

3 執行裁判所は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならない。

(売却の方法及び公告)

第六十五条 執行官は、次に掲げる者に対し、売却の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は買受けの申出をさせない

ことができる。

一 他の者の買受けの申出を妨げ、若しくは不當に価額を引き下げる目的をもつて連合する

等売却の適正な実施を妨げる行為をし、又は不許可決定の確定の日から二年を経過しない

その行為をさせた者

二 他の民事執行の手続の売却不許可決定において前号に該当する者と認定され、その売却不許可決定の確定の日から二年を経過しない

等売却の適正な実施を妨げる行為をし、又は不許可決定の確定の日から二年を経過しない

その行為をさせた者

三 民事執行の手続における売却に関する刑法第一百九十六条ノ三まで、第百九十七条から第百九十七条ノ四まで又は第百九十八条の規定により刑に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

(買受けの申出の保証)

第六十六条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。

(次順位買受けの申出)

第六十七条 最高価買受申出人に次いで高額の買受けの申出をした者は、その買受けの申出の額が、最低売却価額を超え、かつ、最高価買受申出額を超過する見込みのない場合の措置)

第六十八条 債務者は、買受けの申出をすることができない。

2 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。

3 執行裁判所は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならない。

(債務者の買受けの申出の禁止)

第六十九条 執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならぬ。

(売却決定期日)

第六十条 債務者は、買受けの申出をすることができない。

(売却の許可又は不許可に関する意見の陳述)

第六十一条 執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならない。

一 利害関係を有する者は、次条各号に掲げる事由で自己の権利に影響のあるものについて、売却

決定期日において意見を陳述することができ

る。

(売却の許可事由)

第六十二条 不動産の売却の許可又は不許可に関する意見の陳述)

第六十三条 執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならない。

一 強制競売の手続の開始又は続行をすべきでないこと。

二 最高価買受申出人が不動産を買ひ受け資格若しくは能力を有しないこと又はその代理人人がその権限を有しないこと。

三 最高価買受申出人が不動産を買ひ受け資格を有しない者の計算において買受けの申出をした者であること。

四 最高価買受申出人、その代理人又は自己の申出をした者において第六十五条第一号に規定する行為をした者

第五 最高価買受申出人、その代理人又は自己の申出をした者が次の一いずれかに該当するこ

出人の申出の額から買受けの申出の保証の額を控除した額を超える場合に限り、売却の実施の終了までに、執行官に對し、最高価買受申出人に係る売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出（以下「次順位買受けの申出」という。）をすることができる。



2 前項前段の場合において、次順位買受けの申出があるときは、執行裁判所は、その申出について売却の許可又は不許可の決定をしなければ

ならな  
い。

(法定地上権)

の所有に屬す

緑上その者が買受人に対抗することができる権原により占有しているものでないことが明らかであるとき、又は既にその者を審尋しているときは、この限りでない。

第一項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

5  
について、債権の原本、利息その他の附帯の債権、執行費用の額並びに配当の順位及び額を記載しなければならない。

前項に規定する配当の順位及び額は、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合にはその合意により、その他の場合には民法、商法その他の法律の定めるところにより記載しなければならない。

の先取特権を除く。)、質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者(その抵当権に係る抵当証券の所持人を含む。)  
前項第四号に掲げる債権者の権利が仮差押えの登記後に登記されたものである場合には、その債権者は、仮差押債権者が本案の訴訟において敗訴し、又は仮差押えがその効力を失つたときに限り、配当等を受けることができる。  
差押えに係る強制競売の手続が停止され、第

にするに至つたときは、その建物について地  
上権が設定されたものとみなす。この場合にお  
こは、地代は、当事者の請求により、裁判所

三  
九

(代金納付による登記の嘱託)  
が定める

卷之三

半所書記官は、必ず機密を保護するので、署印の押印を嘱託しなければならない。

二  
壳却  
之上

三  
差押文

2 前項の規定による嘱託をするには、嘱託書に売却許可決定の正本を添付しなければならぬ。

七

3 第一項の規定による登録免許料その他の費用は、買受人の負担とする。  
(引渡命令)

四百一

**第八十三條** 契約を半所に付金を納付した買主の申立てにより、不動産の占有者に対し、不動産を買受人に引き渡すべき旨を命ずることがある。

卷之三

四三

したときは、前項の申立てをすることができない。

庚子歲

3  
考究半角の外の口不規則な形をもつて、一項の規定による決定をする場合には、その未審尋しなければならない。ただし、事件の記

第三部 法務委員會會議錄第九號

五日  
參議院

3 第一項の訴えは、原告が最初の口頭弁論期日に出頭しない場合には、その責めに帰することができない事由により出頭しないときを除き、却下しなければならない。

4 第一項の訴えの判決においては、配当表を変更し、又は新たな配当表の調製のために、配当表を取り消さなければならない。

5 執行力のある債務名義の正本を有する債権者に対し配当異議の申出をした債務者は、請求異議の訴えを提起しなければならない。

6 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日(知り得ない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知つた日)から一週間以内に、執行裁判所に対し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

#### (配当等の額の供託)

第九十一条 配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、裁判所書記官は、その配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。  
二 仮差押債権者の債権であるとき。

三 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提出されているとき。

四 その債権に係る先取特権、質権又は抵当権(以下この項において「先取特権等」という)の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

五 その債権に係る先取特権等が仮登記されたものであるとき。  
六 仮差押え又は執行停止に係る差押えの登記後に登記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき。  
七 配当異議の訴えが提起されたとき。

2 裁判所書記官は、配当等の受領のために執行

裁判所に出頭しなかつた債権者(知り得ない債権者)に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

(権利確定等に伴う配当等の実施)  
第九十二条 前条第一項の規定による供託がされた場合において、その供託の事由が消滅したときは、執行裁判所は、供託金について配当等を実施しなければならない。

2 前項の規定により配当を実施すべき場合において、前条第一項第一号から第五号までに掲げる事由による供託に係る債権者若しくは同項第六号に掲げる事由による供託に係る仮差押債権者若しくは執行を停止された差押債権者に対して配当を実施することができなくなつたとき、又は同項第七号に掲げる事由による供託に係る債権者が債務者の提起した配当異議の訴えにおいて敗訴したときは、執行裁判所は、配当異議の申出をしなかつた債権者のためにも配当表を変更しなければならない。

3 管理人が数人あるときは、共同してその職務を行なう。ただし、執行裁判所の許可を受けて、職務を分掌することができる。

2 管理人は、民法第六百二条に定める期間を超えて不動産を賃貸するには、債務者の同意を得なければならない。

3 管理人が数人あるときは、共同してその職務を行なう。ただし、執行裁判所の許可を受けて、職務を分掌することができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

3 管理人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に對してすれば足りる。

(強制管理のための不動産の占有等)

第九十六条 管理人は、不動産について、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができる。

2 管理人は、前項の場合において、閉鎖した戸を開く必要があると認めるときは、執行官に対し援助を求めることができる。

3 第五十七条第三項の規定は、前項の規定により援助を求められた執行官について準用する。

(建物使用の許可)

第九十七条 債務者の居住する建物について強制管理の開始決定がされた場合において、債務者が他に居住すべき場所を得ることができないと認められるときは、執行裁判所は、申立てにより、債務者及びその者と生計を一にする同居の親族(婚姻又は縁組の届出をしていないが債務者と事實上夫婦又は養親子と同様の関係にある者を含む。以下「債務者等」という)の居住に必要な限度において、期間を定めて、その建物の使用を許可することができる。

(管理人の報酬等)

第九十八条 強制管理により債務者の生活が著しく困窮することとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に対し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金銭又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

3 第九十九条 管理人は、執行裁判所が監督する。

(管理人の注意義務)

第一百条 管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行なわなければならない。

2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管理人は、利害關係を有する者に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。

(管理人の監督)

第九十九条 管理人は、執行裁判所が監督する。

2 前項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

(管理人の選任)

第三条 第一百一条 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

(管理人の解任)

第三百二条 重要な事由があるときは、執行裁判所は、利害關係を有する者の申立てにより、又は職權で、管理人を解任することができる。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

(計算の報告義務)

第三百三条 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその承継人は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告をしなければならない。

(強制管理の停止)

第三百四条 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。

2 信託会社、銀行その他の法人は、管理人となることができる。

執行抗告をすることができる。

(収益等の分与)

第九十八条 強制管理により債務者の生活が著しく困窮することとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に対し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金銭又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

3 第一百条 管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行なわなければならない。

2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管理人は、利害關係を有する者に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。

(管理人の監督)

第九十九条 管理人は、執行裁判所が監督する。

2 前項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

3 第一百一条 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

3 第三百二条 重要な事由があるときは、執行裁判所は、利害關係を有する者の申立てにより、又は職權で、管理人を解任することができる。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

2 前項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

3 第三百三条 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその承継人は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 前項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

3 第三百四条 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。

2 債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

2 債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

2 債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

制管理は、配当等の手続を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金錢を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により供託された金錢の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することを除き、強制管理の手続を取り消さなければならない。  
(配当要求)  
第百五条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者は、執行裁判所に対し、配当要求をすることができる。  
2 配当要求を却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。  
(配当等に充てるべき金錢等)  
第百六条 配当等に充てるべき金錢は、第九十八条第一項の規定による分与をした後の収益又はその換価代金から、不動産に對して課される租税その他の公課及び管理人の報酬その他の必要な費用を控除したものとする。

- 2 配当等に充てるべき金錢を生ずる見込みがないときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。  
(管理人による配当等の実施)  
第百七条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等に充てるべき金錢の額を計算して、配当等を実施しなければならない。  
2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて配当等に充てるべき金錢で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、管理人は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。  
3 前項に規定する場合を除き、配当等に充るべき金錢の配当について債権者間に協議が調つたときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

読み替えるものとする。

## 第二款 船舶に対する強制執行

4 配当等を受けるべき債権者は、第一項の期間の満了までに、強制管理の申立てをした差押債権者及び仮差押債権者並びに配当要求をした債権者とする。

5 第三項の協議が調わないとときは、管理人は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

### (管理人による配当等の額の供託)

第百八条 配当等を受けるべき債権者の債権が、仮差押債権者の債権であるとき、又は第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出されている

債権であるときは、管理人は、その配当等の額に相当する金錢を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。債権者が配当等の額

の受領のために出頭しなかつたときも、同様とする。  
(執行裁判所による配当等の実施)  
第百九条 执行裁判所は、第一百七条第五項の規定による届出があつた場合には直ちに、第一百四条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

(弁済による強制管理の手続の取消し)  
第百十条 各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

### (強制競売の規定の準用)

第百十一条 第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七第一項、第二項、第四项本文及び第五项、第四十八条、第五十三条、八十九条から第九十二条までの規定は第百九条

の規定により执行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第八十四条第一項及び第二項、第八十五条並びに第

八十九条から第九十二条までの規定は第百九条

の規定により执行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第八

十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第百七条第一項の期間の経過後」と

する地方裁判所も、この命令を発することができる。

## (船舶執行の方法)

第百十二条 総トン数二十トン以上の船舶(端舟その他らしい又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。以下この節において「船舶」という)に対する強制執行(以下「船舶執行」という)は、強制競売の方法により行う。

第百十三条 船舶執行については、強制競売の開始決定の船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

第百十四条 执行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、かつ、執行官に対し、船舶の国籍を証する文書その他

の船舶国籍証書等を債務者に返還しなければならない。

2 前項の申立てをするには、執行官は、船舶執行の申立てをしたことを証する文書を提示し、かつ、同項に規定する債務名義の正本を提示し、その結果に規定する債務名義の正本を提示しないときは、その結果を疎明しなければならない。

3 第一項の申立てをするには、執行官は、船舶執行の申立てをしたことを証する文書を提示し、かつ、同項に規定する債務名義の正本を提示しないときは、その結果を疎明しなければならない。

4 第一項の申立てをするには、執行官は、船舶執行の申立てをしたことを証する文書を提示し、かつ、同項に規定する債務名義の正本を提示しないときは、その結果を疎明しなければならない。

5 第一項の規定による決定について準用する(保管人の選任等)

第百十六条 执行裁判所は、差押債権者の申立てにより、必要があると認めるときは、強制競売の開始決定がされた船舶について保管人を選任する。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

8 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

9 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

10 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

11 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

12 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

13 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

14 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

15 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

16 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

17 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

18 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

19 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

20 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

21 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

22 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

23 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

24 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

25 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

26 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

27 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

28 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならない。

2 前項に規定する文書の提出による執行停止が

その効力を失つたときは、執行裁判所は、同項の規定により提供された保証について、同項の債権者のために配当等を実施しなければならない。この場合において、執行裁判所は、保証の提供として供託された有価証券を取り戻すこと

ができる。

3 第一項の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

4 第十二条の規定は、第一項の規定による決定

5 第十五条の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換算について準用する。

(航行許可)

第六百一十八条 執行裁判所は、営業上の必要その他相当の事由があると認める場合において、各債権者並びに最高価買受申出人又は買受人及び次

申立てにより、船舶の航行を許可することができる。

2 前項の申立てについての裁判に対しても、執

行抗告をすることができる。

3 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

第六百一十九条 執行裁判所は、強制競売の開始決定がされた船舶が管轄区域外の地に所在することとなつた場合には、船舶の所在地を管轄する地方裁判所に事件を移送することができる。  
2 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。  
(船舶国籍証書等の取上げができない場合の強制競売の手続の取消し)  
第六百二十条 執行官が強制競売の開始決定の発せられた日から二週間以内に船舶国籍証書等を取

り上げることができないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならない。

(不動産に対する強制競売の規定の準用)

第六百二十一前款第二項(第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十四条、第五十五条第二項、第六項及び第七項、第五十一条、第八十一条並びに第八十二条を除く)の規定は船舶執行について、第四十八条、第五十

二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船

六条、第八十一条並びに第八十二条を除く)の規定は船舶執行について、第四十八条、第五十

二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船

六条、第八十一条並びに第八十二条を除く)の規定は船舶執行について準用する。

(第三款 動産に対する強制執行)

第六百二十二条 動産(登記することができない土

地の定着物、土地から分離する前の天然果実で

一月以内に収穫することが確実であるもの及び

裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券

を含む。以下この節において同じ)に対する強

制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。

2 動産執行においては、執行官は、差押え債権者

のためにその債権及び執行費用の弁済を受領す

ることができる。

(債務者の占有する動産の差押え)

第六百二十三条 債務者の占有する動産の差押え

は、執行官がその動産を占有して行う。

2 執行官は、前項の差押えをするに際し、債務

者の住居その他の債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、又は債務者の占有する

金庫その他の容器について目的物を捜索するこ

とができる。この場合において、必要があると

きは、閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開く

ため必要な処分をることができる。

3 執行官は、相当であると認めるときは、債務

者に差し押さえられた動産(以下「差押え」という。)を保管させることができる。この場合においては、差押えは、差押えについて封印その他の方法で差押えの表示をしたときに限り、その効力

を有する。

4 執行官は、前項の規定により債務者に差押物を保管させる場合において、相当であると認めるとときは、その使用を許可することができる。

5 執行官は、必要があると認めるときは、第三項の規定により債務者に保管させた差押物を自ら保管し、又は前項の規定による許可を取り消すことができる。

(債務者以外の者の占有する動産の差押え)

第六百二十四条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債務者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

(二)重差押えの禁止(事件の併合)

第六百二十五条 執行官は、差押物又は仮差押えの執行をした動産を更に差し押さえることができる。

(三)差押えを受けた債務者に対する差押えの場所について更に動産執行の申立てがあつた場合においては、執行官は、まだ差し押さえている。

2 差押えを受けた債務者に対する差押えの場所について更に動産執行事件と先の動産執行事件と併合しなければならない。仮差押えの執行を受けて債務者に対する執行の場所について更に動産執行の申立てがあつたときも、同様とする。

3 前項前段の規定により二個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、先の事件において差し押さえられたものとみなし、後の事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。先の差押えが動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が停止され、若しくは取り消されたときは、先の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、後の事件のために差し押さえられたものとみなす。

4 第二項後段の規定により仮差押え執行事件と動産執行事件とが併合されたときは、仮差押えの執行がされた動産は、併合の時に、動産執行事件において差し押さえられたものとみなし、仮

差押执行事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が取り消されたときは、動産执行事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、仮差押执行事件において仮差押えの執行がされたものとみなす。

(差押物の引渡命令)

第六百二十六条 差押えの効力は、差押物から生まれたときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その第三者に対し、差押物を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。

第六百二十七条 差押物を第三者が占有することになったときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その第三者に対し、差押物を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。

第六百二十八条 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

第六百二十九条 差し押さえべき動産の売得金で差押債権者の債権に優先する債権及び手続費用を弁済して差し押さえべき動産の売得金で差押債権者の債権に優先するときは、執行官は、差押えをしてはならない。

3 第一項の申立てについての裁判に對しては、第一項の規定による決定について準用する。

(超過差押えの禁止等)

第六百二十八条 動産の差押えは、差押債権者の債

権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

2 差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならぬ。

3 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(超過差押えの禁止等)

第六百二十九条 差し押さえべき動産の売得金で差押債権者の債権に優先する債権及び手続費用を弁済して差し押さえべき動産の売得金で差押債権者の債権に優先するときは、執行官は、差押えをしてはならない。

2 差押物の売得金で差押債権者の債権に優先する債権及び手続費用を弁済して差し押さえべき動産の売得金で差押債権者の債権に優先するときは、執行官は、差押えをしてはならない。

3 第一百二十九条 差し押さえべき動産の売得金で差押債権者の債権に優先する債権及び手続費用を弁済して差し押さえべき動産の売得金で差押債権者の債権に優先するときは、執行官は、差押えをしてはならない。

(売却の見込みのない差押物の差押えの取消し)

第一百三十条 差押物について相当な方法による売却の実施をしてもなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

(差押禁止動産)  
第一百三十一条 次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

一 債務者等の生活に欠くことができない衣

服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

二 債務者等の生活に必要な二月間の食料及び燃料

三 標準的な世帯の一月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭

四 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができる種子その他これに類する農産物

五 主として自己の労力による漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は營業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)

七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物

十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表して

いないもの

十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(差押禁止動産の範囲の変更)

第一百三十二条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命ずることができる。

3 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで強制執行の停止を命ずることができる。

4 第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しても、執行抗告をすることができる。

5 第三項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

(先取特権者等の配当要求)  
第一百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。

(売却の方法)  
第一百三十四条 執行官は、差押物を売却するには、入札又は競り売るのはか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。

第一百三十五条 第六十五条及び第六十八条の規定は、差押物を売却する場合について準用する。

(手形等の提示義務)

第一百三十六条 執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」という。)を差し押された場合において、その期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。

十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(手形等の提示義務)  
第一百三十七条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。

2 執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。

3 執行官による配当等の実施  
第一百三十八条 執行官は、有価証券を売却したときは、買受人のために、債務者に代わって裏書き又は名義書換えに必要な行為をすることができる。

(執行官による配当等の実施)  
第一百三十九条 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金(以下「売得金等」という。)は手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

2 前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。

3 前項の協議が調わないときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

(執行裁判所による配当等の実施)  
第一百四十一条 第一百三十九条第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、前条第一項の規定による届出があつた場合には

2 第八十四条 第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

(配当等を実施する場合について準用する)  
第一百四十二条 執行裁判所は、第一項第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、前条第一項の規定による届出があつた場合には

2 第八十四条 第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第一百四十三条 配当等を受けるべき債権者は、差押物のほか、売得金については執行官がそのままのための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」という。)を差し押された場合において、その期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。

十四 建物その他の工作物について、災害の防止しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(配当等を受けるべき債権者の範囲)  
第一百四十四条 第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

## (債権執行の開始)

第百四十三条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。)に対する強制執行(以下「債権執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。

## (執行裁判所)

第百四十四条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 差し押さえるべき債権は、その債権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

3 差押えに係る債権について更に差押命令が発せられた場合において、差押命令を発した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を他の執行裁判所に移送することができる。

4 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

## (差押命令)

第百四十五条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審査しないで発する。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。

4 差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。

5 差押命令の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。(差押えの範囲)

## 第百四十六条 執行裁判所は、差し押さえるべき債権の全部について差押命令を発することができる。

2 差し押さえた債権の額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない。

## (第三債務者の陳述の催告)

第百四十七条 差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所に対し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から二週間以内に差押えに係る債権の存否その他最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。

2 第三債務者は、前項の規定による催告に対しても、故意又は過失により、陳述をしなかつたとき、又は不実の陳述をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任する。

(債権証書の引渡し)

第百四十八条 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第百六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方法により前項の証書の引渡しを受けることができる。

(差押えが一部競合した場合の効力)

第百四十九条 債権の一部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられないで発する。

2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審査しないで発する。

3 差押命令の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。(差押えの範囲)

じたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権について差押えがされた旨の登記等を嘱託しなければならない。

(継続的給付の差押え)

第百五十一条 索料その他継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けるべき給付に及ぶ。

(差押禁止債権)

第百五十二条 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三に相当する部分(その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分)は、差し押えてはならない。

2 第三債務者は、第三債務者に送達しなければならない。

(差押債権者の金銭債権の取立て)

第百五十五条 金銭の支払を目的とする債権(以下「金銭債権」という。)を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

2 差押債権者が第三債務者から支払を受けたときは、その債権及び執行費用は、支払を受けた額の限度で、弁済されたものとみなす。

3 差押債権者は、前項の支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならない。

(差押禁止債権の範囲の変更)

第百五十三条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は前条の規定により差し押さえてはならない債権の部分について差押命令を発することができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押命令が取り消された債権を差し押さえ、又は同項の規定による差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 前二項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第三債務者に立てる。

4 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押命令が取

できる。

4 第一項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てを却下する決定に対しても、執行抗告をすることができる。

5 第三項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

(配当要求)

第百五十四条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 前項の配当要求があつたときは、その旨を記載した文書は、第三債務者に送達しなければならない。

3 配当要求を却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

2 前項の配当要求があつたときは、その旨を記載した文書は、第三債務者に送達しなければならない。

(差押債権者の金銭債権の取立て)

第百五十五条 金銭の支払を目的とする債権(以下「金銭債権」という。)を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

2 差押債権者が第三債務者から支払を受けたときは、その債権及び執行費用は、支払を受けた額の限度で、弁済されたものとみなす。

3 差押債権者は、前項の支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならない。

(第三債務者の供託)

第百五十六条 第三債務者は、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

2 第三債務者は、次条第一項に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、差押えに係る金銭債権のうち差し押さえられていない部分を超えて差せられた差押命令又は仮差押命令の送達を受けたときはその債権の全額に相当する金銭

を、配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けたときは差し押さえられた部分に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

3 第三債務者は、前二項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

(取立訴訟)

第一百五十七条 差押債権者が第三債務者に対し差し押さえた債権に係る給付を求める訴え(以下「取立訴訟」という。)を提起したときは、受訴裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押さえたものに対し、共同訴訟人として原告に参加すべきことを命ずることができる。

2 前項の裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

3 取立訴訟の判決の効力は、第一項の規定により参加すべきことを命じられた差押債権者で参加しなかつたものにも及ぶ。

4 前条第二項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判断の主文に掲げなければならない。

5 強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。

(債権者の損害賠償)

第一百五十八条 差押債権者は、債務者に対し、差し押さえた債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(転付命令)

第一百五十九条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令(以下「転付命令」という。)を発することができる。

2 転付命令は、債務者及び第三債務者に送達し

なければならない。

3 転付命令が第三債務者に送達される時までに、転付命令に係る金銭債権について、他の債権者が差押え、仮差押えの執行又は配当要求をしたときは、転付命令は、その効力を生じない。

4 第一項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

5 転付命令は、確定しなければその効力を生じない。

6 転付命令が発せられた後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書を提出したこと

を理由として執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しなければならない。

(転付命令の効力)

第一百六十条 差押命令及び転付命令が確定した場合においては、差押債権者の債権及び執行費用は、転付命令に係る金銭債権が存する限り、それを除く執行官の売却について、第一百五十九条第二項の規定は管理命令について、第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、第九十条第二項、第九十五条第一項、第三項及び第四項、第二百十一条までの規定は管理命令に基づく管理について準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第六十一条において準用する第二百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(船舶の引渡請求権の執行)

第一百六十二条 船舶の引渡請求権を差し押さえた

債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、船舶の所在地を管轄する地方裁判所の選任する保管人にその船舶を引き渡すべきことを請求することができる。

(船舶の引渡請求権の執行)

第一百六十三条 執行裁判所は、前項の規定による決定をする

場合には、債務者を審査しなければならない。

2 執行裁判所は、前項の規定による決定をする場合には、債務者を審査しなければならない。

3 第一項に規定する保管人が引渡しを受けた場合において、その船舶について強制競売の開始決定がされたときは、その保管人は、第一項の規定により選任された保管人の強制執行は、船舶執行の方法により行う。

2 前項の規定により選任された保管人

債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に對し、差押債権者の申立てを受けた執行官にその動産を引き渡すべきことを請求することができる。

3 第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

4 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

5 執行官は、差し押さえられた債権を売却したときは、債務者に代わり、第三債務者に対し、確定日付のある証書によりその譲渡の通知をしなければならない。

6 第百五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第一百五十九条第六項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第一百五十九条第二項の規定は管理命令について、第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、第九十条第二項、第九十五条第一項、第三項及び第四項、第二百十一条までの規定は管理命令に基づく管理について準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第六十一条において準用する第二百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(移転登記等の嘱託)

第一百六十四条 第百五十条に規定する債権について、転付命令若しくは譲渡命令が確定したとき、又は売却命令による売却が終了したときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権を取得した差押債権者は買受人のために先取権、

質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託し、及び

同条の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。

2 前項の規定による嘱託をするには、嘱託書に、

転付命令若しくは譲渡命令の正本又は売却命令

に基づく売却について執行官が作成した文書の

原本を添付しなければならない。

3 第一項の規定による嘱託に要する登録免許税

その他の費用は、同項に規定する差押債権者又は買受人の負担とする。

4 第百五十条の規定により登記等がされた場合において、差し押さえられた債権について支払又は供託があつたことを証する文書が提出されたときは、裁判所書記官は、申立てにより、そ

たときは、登記等の抹消を嘱託しなければならない。

5 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務

の負担とし、同項後段の場合にあつては差押

債権の取消決定が確定したときも、同様とす

る。

6 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務

の負担とし、同項後段の場合にあつては差押

債権の取消決定が確定したときも、同様とす

る。

7 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務

の負担とし、同項後段の場合にあつては差押

債権の取消決定が確定したときも、同様とす

る。

8 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務

の負担とし、同項後段の場合にあつては差押

債権の取消決定が確定したときも、同様とす

る。

9 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務

の負担とし、同項後段の場合にあつては差押

債権の取消決定が確定したときも、同様とす

る。

(動産の引渡請求権の差押命令の執行)

第一百六十五条 配当等を受けるべき債権者は、次

に掲げる時までに差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。

一 第三債務者が第百五十六条第一項又は第二項の規定による供託をした時

二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時

三 売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時

四 不動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

（配当等の実施）

第百六十六条 執行裁判所は、第百六十一条第六項において準用する第百九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

一 第百五十六条第一項若しくは第二項又は第一百五十七条第五項の規定による供託がされた場合

二 売却命令による売却がされた場合  
三 第百六十三条第二項の規定により売得金が提出された場合

2 第八十四条、第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

（その他の財産権に対する強制執行）

第百六十七条 不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権（以下この条において「その他の財産権」という。）に対する強制執行については、特別の定めがあるもののか、債権執行の例による。

2 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものは、強制執行の管轄については、その登記等の地にあるものとする。  
3 その他の財産権で第三債務者又はこれに準ずる者がないものに対する差押えの効力は、差命令が債務者に送達された時に生ずる。  
4 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて差押えの登記等が差押命

令の送達前にされた場合には、差押えの効力は、差押えの登記等がされた時に生ずる。ただし、他の財産権で権利の処分の制限について登記等をしなければその効力は、差押えの登記等が差押命令の送達後にされた場合においても、差押えの登記等がされた時に生ずる。

5 第四十八条、第五十四条及び第八十二条の規定は、権利の移転について登記等を要するその他財産権の強制執行に関する登記等について準用する。

6 第三節 金銭の支払を目的とする請求権についての強制執行

（不動産の引渡し等の強制執行）

第百六十八条 不動産又は人の居住する船舶等の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の目的物に対する占有を解いて債権者にその占有を取扱う方法により行う。

2 前項の強制執行は、債権者又はその代理人が執行の場所に出席したときに限り、することができる。

3 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産又は船舶等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くためする。

4 執行官は、第一項の強制執行においては、その目的物でない動産を取り除いて、債務者、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならない。この場合において、その動産をこれらの人引き渡すことができないと申立てにより、前項の規定による決定を変更することができる。

5 前項の規定による保管の費用は、執行費用とする。

2 第百四十四条、第百四十五条、第百四十七条、第百四十八条、第百五十五条第一項及び第二項並びに第百五十八条の規定は、前項の強制執行について準用する。

3 第百七十二条 民法第四百十四条规定本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。

4 第四項に規定する者に同項の動産を引き渡すことができないときは、執行官は、これを保管しなければならない。  
5 第二項の規定は、第一項の執行裁判所についての裁判に対する抗告をすることができる。

6 第二項の規定は、第一項の執行裁判所について準用する。

（意思表示の擬制）

第百七十三条 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解認諾若しくは調停に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債務者の證明すべき事実の到来に係るときは第百七十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のな

7 第一項の規定により動産を売却したときは、執行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余を供託しなければならない。

8 第百七十二条 作為又は不作為を目的とする債務（動産の引渡しの強制執行）

第百六十九条 前条第一項に規定する動産以外の動産（有価証券を含む。）の引渡しの強制執行は、執行官が債務者からこれを取り上げて債権者に引き渡す方法により行う。前条第四項から第七項までの規定は、前項の強制執行について準用する。

2 第百二十二条第二項、第百二十三条第二項及び前条第四項から第七項までの規定は、前項の強制執行について準用する。

3 第百七十条 第三者が強制執行の目的物を占有している場合においてその物を債務者に引き渡すべき義務を負っているときは、物の引渡しの強制執行は、執行裁判所が、債務者の第三者に対する引渡請求権を差し押さえ、請求権の行使を債務者に許す旨の命令を発する方法により行う。

4 第一項の規定により命じられた金銭の支払があつた場合において、債務不履行により生じた申立てにより、前項の規定による決定を変更することができる。

5 第一項の強制執行の申立て又は第二項の申立てについての裁判に対する抗告をすることができる。

6 第二項の規定は、第一項の執行裁判所について準用する。

（意思表示の擬制）

第百七十三条 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解認諾若しくは調停に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債務者の證明すべき事実の到来に係るときは第百七十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のな

いことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

## 2 債務者の意思表示が反対給付との引換えに係る場合においては、執行文は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

3 債務者の意思表示が債務者の證明すべき事実のないことに係る場合において、執行文の付与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、債務者に対し一定の期間を定めてその事実を証明する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないとき限り、執行文を付与することができる。

### 第三章 仮差押え及び仮処分の執行

#### (仮差押えの執行の要件)

第一百七十四条 仮差押えの執行は、仮差押命令の正本に基づいて実施する。ただし、仮差押命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

#### 2 仮差押えは、仮差押命令が言い渡された日又は債権者に対して仮差押命令が送達された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。

3 仮差押えは、仮差押命令が債務者に送達される前であつても、執行することができる。

#### 4 第二十三条第一項、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十二条の規定は、仮差押えの執行について準用する。

#### (不動産に対する仮差押えの執行)

第一百七十五条 第四十三条第一項に規定する不動産（同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において「不動産」）

という。)に対する仮差押えの執行は、仮差押えの執り執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

## 2 債務者の意思表示が反対給付との引換えに係る場合においては、執行文は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

## 2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、執行裁判所として管轄する。

## 3 仮差押えの登記は、裁判所書記官が嘱託する。

4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する第百七十七条第一項の規定により計算した配当等に充てるべき金額を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

5 第四十五条第三項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、第四十四条及び第五十五条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、第四十四条及び第五十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第二項、第四項本条、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第二項、第四項本条並びに第一百七十二条第一項の規定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

(船舶に対する仮差押えの執行)

第一百七十六条 第百十二条规定する船舶（以下この章において「船舶」という。）に対する仮差押えは、船舶登記をする方法又は船舶の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

船舶の売却の手続によりこれを売却する場合のために不相応な費用を要するときは、執行官は、動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

第一百七十七条 第百二十九条まで、第一百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)

第一百七十八条 第百四十三条规定する債権（以下この章において「債権」という。）に対する仮差押えの執行は、執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。

2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、執行裁判所として管轄する。

3 第二債務者が仮差押えの執行がされた金額債権の額に相当する金額を供託した場合には、債務者が民事訴訟法第七百四十三条规定により執行裁判所が第三債務者に対する仮差押命令に記載された金額に相当する金額を供託したものとみなす。ただし、その金額を超える部分については、この限りでない。

4 第一項及び第二項の規定は、第一百六十七条第一項に規定する財産権（以下この章において「そ

とる他の財産権」という。)に対する仮差押えの執行について準用する。

## 5 第百四十五条第二項から第五項まで、第一百四十六条から第百五十三条まで、第百五十六条、第百六十四条第四項及び第五項並びに第百六十七条规定は、債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

## (動産に対する仮差押えの執行)

第百七十七条 第百二十二条第一項に規定する動産（以下この章において「動産」という。）に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。

執行官は、仮差押えの執行に係る金額を供託しなければならない。仮差押えの執行に係る手形等について執行官が支払を受けた金額について出なければならない。

2 債務者が民事訴訟法第七百四十三条の規定により仮差押命令に記載された金額に相当する金額を供託したことを証明したときは、執行裁判所は、仮差押えの執行を取り消さなければならない。

3 仮差押えの執行に係る動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその形等について執行官が支払を受けた金額についても、同様とする。

4 執行官は、仮差押えの執行に係る動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるときは、執行官は、動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

5 第百八十条 第百八十二条第二項の規定は、前項の規定による決定については適用しない。

## (仮処分の執行)

第百八十条 仮処分の執行については、この条に定めるもののか、仮差押えの執行又は強制執行の例による。

2 物の給付その他の行為又は不作為を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなす。

3 第四十六条、第四十八条第二項、第五十三条、第五十四条並びに第百七十五条第二項及び第三項の規定は、不動産又は登記等をすることができる船舶若しくはその他の財産権の处分を禁止する仮処分の執行について準用する。

4 第百七十四条第一項から第三項までの規定は、仮処分の執行について準用する。

## (不動産競売の要件等)

第一百八十二条 第四十三条第一項に規定する不動産（同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下「不動産」という。）を目的とする担保権の実行としての競売（以下この章

#### (不動産に対する仮差押えの執行)

第五十四条及び前条第三項の規定は仮差押えの執行は船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

1 登記をする方法による仮差押えの執行について、第四十五条第三項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条、第一百六十七条第一項に規定する財産権（以下この章において「そ

の他の財産権」という。)に対する仮差押えの執行について準用する。

## 5 第百四十五条第二項から第五項まで、第一百四十六条から第百五十三条まで、第百五十六条、第百六十四条第四項及び第五項並びに第百六十七条规定は、債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

## (不動産競売の執行)

第百六十四条第四項及び第五項並びに第百六十七条规定は、債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

1 担保権の存在を証する確定判決若しくは家

2 において「不動産競売」という。)は、次に掲げる文書が提出されたとき限り開始する。

3 第一百八十二条 第四十三条第一項に規定する不動産競売の要件等

第十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本

二 担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書の謄本

三 担保権の登記(仮登記を除く。)のされている登記簿の謄本

四 一般の先取特権にあっては、その存在を証する文書

2 抵当証券の所持人が不動産競売の申立てをするには、抵当証券を提出しなければならない。

3 担保権について承継があつた後不動産競売の申立てをする場合には、相続その他の一般承継にあつてはその承継を証する裁判の謄本その他の公文書を提出しなければならない。

4 不動産競売の開始決定がされたときは、裁判官は、開始決定の送達に際し、不動産競売の申立てにおいてはその承継を証する裁判の謄本その他の公文書を提出しなければならない。

(開始決定に対する執行異議)

第一百八十二条 不動産競売の開始決定に対する執行異議の申立てにおいては、債務者又は不動産の所有者(不動産とみなされるものにあつては、その権利者は、担保権の不存在又は消滅を理由とすることができる。

(不動産競売の手続の停止)

第一百八十三条 不動産競売の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

1 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の謄本

2 第百八十一一条第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の謄本

3 担保権の実行をしない旨、その実行の申立

てを取り下げる旨又は債権者が担保権によつて担保される債権の弁済を受け、若しくはそれを債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判上の和解の調書その他の公文書の謄本

4 担保権の登記の抹消されている登記簿の謄本

5 担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本

2 前項第一号から第四号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所は、既にした執行処分をも取り消さなければならぬ。

3 第十二条の規定は、前項の規定による決定については適用しない。

(代金の納付による不動産取得の効果)

第一百八十四条 代金の納付による買受人の不動産の取得は、担保権の不存在又は消滅により妨げられない。

(増価競売の請求に基づく不動産競売の申立て)

第一百八十五条 期間内に不動産競売の申立てをしないときは、増価競売の請求は、その効力を失う。その申立てを取り下げたとき、又は申立ての却下決定若しくは不動産競売の手続の取消決定が確定したときも、同様とする。

(増価競売の請求の失効)

第一百八十七条 増価競売の請求をした債権者が第二百八十五条第一項に定める期間内に不動産競売の申立てをしないときは、増価競売の請求は、その効力を失う。その申立てを取り下げたとき、又は申立ての却下決定若しくは不動産競売の手続の取消決定が確定したときも、同様とする。

(不動産の強制競売の規定の準用)

第一百八十八条 第四十四条及び第二章第二節第一款第二目(第八十一条を除く。)の規定は、不動産競売について準用する。

(船舶の競売)

第一百八十九条 第二章第二節第二款及び第一百八十一条から第一百八十七条までの規定は、第二百十二条に規定する船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第二百八十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本」とあるのは「第二百八十九条において準用する第二百八十二条第一項から第三項までに規定する船舶を目的とする担保権の実行」である。

(船舶の競売)

第一百九十二条 第二章第二節第三款(第二百二十三条第二項、第二百二十八条、第二百三十一条及び第二百三十二条を除く。)及び第二百三十二条の規定は、一般的の先取特権の実行としての動産競売について準用する。

(動産競売についての担保権の存在を証する文書の提出による実行の要件等)

第二百九十三条 第二百四十三条に規定する債権及び

第二百六十七条第一項に規定する財産権(以下この項において「その他の財産権」という。)を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書(権利の移転について登記等を要するその他他の財産権を目的とする担保権で一般的の先取特権以外のものについては、第二百八十六条第一項第一号から第三号まで第二項又は第三項に規定する文書)が提出されたとき限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、

減失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定若しくは土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)による収用その他の行政処分により

債務者が受け取るべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によつてするその権利の行使についても、同様とする。

(動産競売の要件)

第二百九十条 第二百二十二条第一項に規定する動産

ない。

3 次条後段の場合において、他に増価競売の請求に基づく不動産競売の申立てがあるときは、執行裁判所は、申立ての順序により、申立て人に對し、動産を提出したとき、又は動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出したときに限り、開始する。

(動産の差押えに対する執行異議)

第二百九十二条 第二章第二節第三款(第二百二十三

条第二項、第二百二十八条、第二百三十一条及び第二百三十二条を除く。)及び第二百三十二条の規定は、一般的の先取特権の実行としての動産競売について準用する。

(動産競売についての担保権の存在を証する文書の提出による実行の要件等)

第二百九十三条 第二百四十三条に規定する債権及び

第二百六十七条第一項に規定する財産権(以下この項において「その他の財産権」という。)を目的

とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書(権利の移転について登記等を要するその他他の財産権を目的とする担保権で一般的の先取特

権以外のものについては、第二百八十六条第一項第一号から第三号まで第二項又は第三項に規定する文書)が提出されたとき限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、

減失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設

定若しくは土地収用法(昭和二十六年法律第二

百十九号)による収用その他の行政処分により

債務者が受け取るべき金銭その他の物に対して民

法その他の法律の規定によつてするその権利の行使についても、同様とする。

第二百九十四条(第二百四十六条第二項、第二百四十七条第一項及び第二百四十八条第一項を除く。)及び第二百四十九条の規定は、前項に

規定する担保権の実行及び行使について、第百五十二条及び第一百五十三条の規定は同項に規定する一般の先取特権の実行及び行使について準用する。

(担保権の実行についての強制執行の総則規定の準用)

第一百九十四条 第三十八条、第四十一条及び第十二条の規定は、担保権の実行としての競売並びに前条第一項に規定する担保権の実行及び行使について準用する。  
(留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による競売のための競売)

第一百九十五条 留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売についても、担保権の実行としての競売の例による。

#### 第五章 罰則

(過料)

第一百九十六条 次の各号に掲げる場合においては、その行為をした民事執行の当事者(担保権の

実行としての競売の場合の債務者を含む)は、十万元以下の過料に処する。

一 物件明細書の作成に関し、執行裁判所の呼出しを受けた審査の期日において、正当な理由がなくして、出頭せず、若しくは陳述を拒み、

又は虚偽の陳述をしたとき。  
二 現況の調査に関し、執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由がなくして、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をしたとき。  
三 前条に掲げる者以外の者が、物件明細書の作成に関し、執行裁判所の呼出しを受けた審査の期日において、正当な理由がなくして、出頭せず、若しくは陳述を拒み、又は虚偽の陳述をしたときは、五万円以下の過料に処する。  
(管轄等)

第一百九十八条 前二条に規定する過料の事件は、執行裁判所の管轄とする。

2 過料の裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

#### 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

(競売法の廃止)

第二条 競売法(明治三十一年法律第十五号)は、廃止する。

(民事訴訟法の一部改正)

第三条 民事訴訟法の一部を次のように改正する。

り扱つてゐる事件の処理に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

「第六編 強制執行」	
第一章 総則	第一節 金銭
第二節 動産	第二節 有体動産 不動産
第三節 金銭船舶	第三節 有体動産 不動産
第四節 金銭ノ支払ヲ目的トセザル債権ニ付テノ強制執行	第四節 金銭ノ支払ヲ目的トセザル債権ニ付テノ強制執行
第五節 仮差押及ビ仮処分	第五節 仮差押及ビ仮処分
第六節 強制管理	第六節 強制管理
第七節 不動産ニ対スル強制執行	第七節 不動産ニ対スル強制執行

〔第六編 仮差押及ビ仮処分〕に改める。

〔第六編 中「第一章 総則」を削る。

第四百九十七条ノ二を削る。

第五百十三条第一項中「本編」を「本編及び次編」に改める。

第五百十一条から五百六十三まで並びに第六編第二章及び第三章を次のよう改めること。

第五百十四條から五百六十三まで並びに第六編第二章及び第三章を次のよう改めること。

第五百三十六条乃至第七百三十六条 刪除

〔第四章 仮差押及ビ仮処分〕を削る。

〔第六編 仮差押及ビ仮処分〕を削る。

〔第六編 仮差押及ビ仮処分〕を削る。

〔第六編 強制執行〕を削る。

〔第六編 強制執行〕を「第六編」

〔第六編 仮差押及ビ仮処分〕に改める。

〔第六編 仮差押及ビ仮処分〕を削る。

昭和五十三年五月二十四日印刷

昭和五十三年五月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W